

令和七年 二月 青森県議会第三百二十一回定例会会議録 第六号

令和七年三月七日（金）議事日程 第六日

午前十時三十分開議

第一、議案第八十二号についての知事提案理由説明

第二、一般質問

第三、選挙管理委員及び補充員選挙

第四、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、議案第八十二号についての知事提案理由説明

第二、一般質問（小比類巻正規、鶴賀谷 貴、大澤祥宏、森内之保留
各議員）

第三、選挙管理委員及び補充員選挙

第四、議長休会提議

午前十時三十分開議

出席議員 四十八名

議長 長丸井 裕

副議長 寺田達也

一番 丸井 裕

三番 井本 貴之

五番 小笠原 大佑

七番 大澤 祥宏

九番 大平 陽子

十一番 夏坂 修

二番 工藤 貴弘

四番 工藤 悠平

六番 夏堀 嘉一郎

八番 北向 由樹

十番 斉藤 孝昭

十二番 後藤 清安

出席事務局職員

局長 田中道郎

議事課長 角田正人

総括主幹 長尾美貴子

主幹 荒井 千万人

次長 石岡 勇一

副参事 鳴海 康

総括主幹専門員 中野 弥寿喜

主査 三浦 絢子

十三番 吉田 ゆかり

十五番 成田 陽光

十七番 大崎 光明

十九番 和田 寛司

二十一番 菊池 勲

二十三番 鶴賀谷 貴

二十五番 吉俣 洋

二十七番 花田 栄介

二十九番 寺田 達也

三十一番 高橋 修一

三十三番 夏堀 浩一

三十五番 今 博

三十七番 安藤 晴美

三十九番 山田 知

四十一番 工藤 兼光

四十三番 清水 悦郎

四十五番 田中 順造

四十七番 伊吹 信一

十四番 大澤 敏彦

十六番 福士 直治

十八番 木明 和人

二十番 小比類巻 正規

二十二番 高畑 紀子

二十四番 田端 深雪

二十六番 谷川 政人

二十八番 齊藤 爾

三十番 蛭沢 正勝

三十二番 工藤 慎康

三十四番 櫛引 ユキ子

三十六番 川村 悟

三十八番 山谷 清文

四十番 三橋 一三

四十二番 森内 之保留

四十四番 阿部 広悦

四十六番 田名部 定男

四十八番 鹿内 博

主 査 渡 邊 愛 実 子 主 査 中 畑 祥 将

地方自治法第二百一十一条による出席者

知 事	宮 下 宗 一 郎	知 事	小 谷 知 也
副 知 事	奥 田 忠 雄	副 知 事	奥 田 忠 雄
総 務 部 長	澤 純 市	総 務 部 長	澤 純 市
財 務 部 長	千 葉 雄 文	財 務 部 長	千 葉 雄 文
総 合 政 策 部 長	奈 良 浩 明	総 合 政 策 部 長	奈 良 浩 明
こ ども 家 庭 部 長	若 松 伸 一	こ ども 家 庭 部 長	若 松 伸 一
交 通 ・ 地 域 社 会 部 長	舩 木 久 義	交 通 ・ 地 域 社 会 部 長	舩 木 久 義
環 境 エ ネ ル ギ ー 部 長	坂 本 敏 昭	環 境 エ ネ ル ギ ー 部 長	坂 本 敏 昭
健 康 医 療 福 祉 部 長	守 川 義 信	健 康 医 療 福 祉 部 長	守 川 義 信
経 済 産 業 部 長	三 浦 雅 彦	経 済 産 業 部 長	三 浦 雅 彦
観 光 交 流 推 進 部 長	齋 藤 直 樹	観 光 交 流 推 進 部 長	齋 藤 直 樹
農 林 水 産 部 長	成 田 澄 人	農 林 水 産 部 長	成 田 澄 人
県 土 整 備 部 長	古 市 秀 徳	県 土 整 備 部 長	古 市 秀 徳
危 機 管 理 局 長	豊 島 信 幸	危 機 管 理 局 長	豊 島 信 幸
国 ス ポ ・ 障 ス ポ 局 長	出 崎 和 夫	国 ス ポ ・ 障 ス ポ 局 長	出 崎 和 夫
会 計 管 理 者	美 濃 谷 邦 康	会 計 管 理 者	美 濃 谷 邦 康
病 院 事 業 管 理 者	大 山 力	病 院 事 業 管 理 者	大 山 力
教 育 長	風 張 知 子	教 育 長	風 張 知 子
警 察 本 部 長	小 野 寺 健 一	警 察 本 部 長	小 野 寺 健 一
監 査 委 員	竹 内 均	監 査 委 員	竹 内 均
		監 査 委 員 事 務 局 長	松 田 大
		理 事 (教 育 次 長)	長 内 修 吾
		警 務 部 長	中 村 誠
		病 院 局 長	荒 関 浩 巳
		長 内 修 吾	

○議長（丸井 裕） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 追加議案上程及び提案理由説明

○議長（丸井 裕） 知事より、お手元に配付のとおり議案等が送付されましたので、報告いたします。《登載省略》

議案第八十二号を議題とし、知事の説明を求めます。——知事。

○知事（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま上程されました追加提議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと思っております。

今冬は県内各地で記録的な豪雪に見舞われ、県民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしているところです。

県では、十二年ぶりに豪雪対策本部を設置し、道路除排雪における地域間での支援の仕組みを構築するなど体制の強化を図るとともに、国に対しても重ねて支援の要望を行ってきました。

農業被害については、広い範囲で降雪によるリンゴの枝折れが発生していることから、被害拡大の防止に向けた融雪促進剤の空中散布に対する緊急的な支援策を講じたところですが、これからの気温の上昇等に伴い、融雪によるさらなる枝折れ被害も懸念される状況にあります。

また、県内各地で農業用ハウスや畜舎の損壊なども確認されているところ です。

これら被害の全容が明らかになるには雪解けを待たなければなりません。が、春からの営農活動に向けて早急に産地の再生を図るため、リンゴ等被害樹の修復、撤去、農業用ハウスや畜舎の再建等に要する経費について支援を行うこととし、議案第八十二号「令和七年度青森県一般会計補正予算案」を御提案するものであります。

まさに災害と言える今冬の大雪被害を乗り越え、本県農業の再生産が着実に進むよう、市町村等とも連携しながら速やかに支援体制を構築していきます。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、議事の進行

に伴い、御質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細に御説明申し上げたいと思います。

何とぞ、慎重御審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 一般質問 継続

○議長（丸井 裕） 一般質問を継続いたします。

二十番小比類巻正規議員の登壇を許可いたします。——小比類巻議員。

○二十番（小比類巻正規） おはようございます。自由民主党の小比類巻でございます。議長よりお許しをいただきまして、一般質問させていただきます。

質問に入ります前に、この冬の豪雪についてであります。

三月に入り、積雪が減ってはきているものの、このたびの異常気象により発生した記録的な大雪により、本県をはじめ、全国の広い範囲で甚大な被害が発生している状況にあります。本県においても、屋根の雪下ろしや除雪作業中に九人の貴い命が失われるなど、多くの人的被害があったほか、全壊などの建物被害も多く発生し、住民の生活に大きな支障を来しており、心を痛めているところでもあります。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い、所感を交えながら質問させていただきます。最初は、青森県の将来について、まずは県民対話集会による県民の声の施策への反映についてであります。

令和五年八月から実施している県民対話集会「＃あおばな」は、宮下知事が青森県の将来に向けて直接県民と様々な地域やテーマで対話を重ねる取組で、先日の報道で百回を数えたと伺っております。県は、こ

の対話集会で県民から寄せられたそれぞれの目線で感じられた幅広い意見をヒントに県政の課題等を分析、検討し、政策の実現、実行につなげていくとしております。

しかしながら、県民には報道等において対話集会の開催が重ねられている程度のことしか知らされておらず、対話内容や解決策の方向性といった過程が見えないため、知事が掲げる青森大変革等に向けた進展状況が分からないのであります。

そこで、一点について質問いたします。

県民対話集会で県民からはどのような意見が寄せられ、県の施策にどう反映させているのかお伺いいたします。

次は、こども・子育て「青森モデル」の取組状況についてであります。二月二十七日に厚生労働省が公表した人口動態統計速報によると、令和六年の本県の出生数は五千四百十人で過去最低となり、少子化の進行に歯止めがかかっていない現状にあります。

これまでも全国的には、本県をはじめ、保育所の整備等に取り組んできたほか、国においても児童手当の所得制限を撤廃し、支給対象を高校生年代までとし、第三子以降の支給額を増額するなど、子育て世帯の経済的支援にも取り組んできております。

このような中、本県では、宮下知事が少子化への挑戦を公約として掲げ、昨年十月にこども・子育て「青森モデル」が発表されました。青森県の将来に向けて果敢な取組であると思う一方で、施策をスタートさせたばかりとはいえ、本県で生まれる子供の数は減少を続けており、歯止めがかからないのが現状であります。私は、何よりも若い世代がまず子供を持つことを希望し、その希望がかなえられるよう環境を整え、そして希望を持つて育てることができるよう、行政がしっかりサポートしていく必要があるものと考えております。

そこで、二点について質問いたします。

一点目として、安心して子供を産み育てられる環境づくりに向けて、

県はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

二点目として、こども・子育て「青森モデル」の実現に向けた知事の思いをお伺いいたします。

次に、新規高等学校卒業者の県内就職についてであります。

報道によりますと、文部科学省の調査では、本県の令和六年三月の新規高等学校卒業者の県内就職者の割合は五八・九％で、二年続けて四十七都道府県の中で最も低くなっています。本調査の全国平均八一・六％と比較すると二〇ポイント以上の差があり、就職を機に県外に転出する新規高等学校卒業者の割合が高い現状に、本県の将来に不安を感じざるを得ません。

一方、産業構造が似通う隣県に目を向けますと、岩手県は七一・二％、秋田県は七一・四％であり、北東北三県においても本県の県内就職率の低さが際立っていることから、本県における高等学校卒業までの間における意識づくりや生活環境などの面において、他県と何らかの違いがあるのではないかと考えざるを得ません。私は、この案件は、県が目指している若者や女性の県内定着の方向性に直結しており、庁内で連携し、強い危機感を持って対応しなければならぬものと考えております。

そこで、二点について質問いたします。

一点目として、県教育委員会では、本県の新規高等学校卒業者の県内就職者の割合が低い現状を踏まえ、県内就職率の向上に向けてどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

二点目として、県教育委員会では、県内就職率の向上に向けて、知事部局等とどのように連携しているのかお伺いいたします。

次に、災害対策として、地震災害の対応についてであります。

まず、地震災害情報の県民への周知についてであります。

国の地震調査委員会が一月十五日に公表した長期評価による地震発生確率値によりますと、千島海溝周辺海溝型地震は、今後三十年以内の地震発生確率が一〇％程度から二〇％程度に、日本海溝周辺海溝型地震

は一〇％から三〇％であったものが、二〇％から四〇％に発生確率が上昇しました。報道によりますと、南海トラフ地震については、想定地域内の自治体、住民とも危機意識が浸透し、訓練や対策が進んでいる一方で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定地域内については、被害規模が大きく、いつ起きてもおかしくないとされているにもかかわらず、住民の危機意識が低いとされています。

また、巨大地震の前兆とされる関連する小さな地震が発生した際に発表される北海道・三陸沖後発地震注意情報の認知度も同様に低いとのことでした。現時点では地震の予測はできませんが、巨大地震による被害を少なくするためには、正確な地震情報を自治体や住民に浸透させ、慌てず、落ち着いて行動できよう備えておくことが何より重要なのであります。

そこで、一点について質問いたします。

今後想定される海溝型地震及び北海道・三陸沖後発地震注意情報を県民に対してどのように周知しているのかお伺いいたします。

次に、津波浸水想定区域等にある社会福祉施設等の移転についてであります。

多くの方々が貴い命を失い、行方不明となった東日本大震災から十四年を迎えようとしています。東日本大震災では、私が住む三沢市をはじめ、太平洋沿岸市町村では津波被害がありました。さらに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生時には、三沢市では最大十七・一メートルの津波が押し寄せると想定されております。また、近年の豪雨による被害を見ますと、高齢者関連施設が水害に遭い、貴い命が失われる被害が発生しております。災害弱者である高齢者や障がい者、幼児の命を津波被害から守るには、高台への避難や、建物の二階以上への垂直避難も大事ですが、津波浸水想定区域にある施設そのものを区域外の安全な場所に移転させることも視野に入れなければならないのではないかと思います。

そこで、一点について質問いたします。

津波浸水想定区域等にある社会福祉施設等が移転を希望する場合における県の支援策についてお伺いいたします。

次に、行政改革として、地域県民局の廃止についてであります。

昨年十二月二十六日の記者会見において、宮下知事から地域県民局の見直しの説明があり、今定例会に関連条例案も提出されているところであり、見直しの内容は、大きくは令和六年度末で地域県民局は廃止され、令和七年四月から地域連携事務所や県税事務所などの八つの事務所が設置されることになっております。

地域県民局は、平成十八年四月、平成十九年四月に、市町村等との連絡、連携を密にしながら、共に地域づくりを進めていくために設置したものと認識しております。今回、これを廃止するとなれば、県との連絡、連携の仕方が市町村にとって大きく変更されることになることから、説明は特に丁寧に行われるべきと考えております。

また、地域県民局は、各地域における総合的な出先機関と位置づけられていたことから、県民や市町村から見ると、県民局長や地域連携部長のところへ相談や要望を行えば局内で共有されて、必要な対応をしてもらえるというよさがありました。

しかし、県民局廃止後は出先機関のつなぎと調整を明確に担う組織がなくなるため、たらい回しなど、これまでより不便になることが懸念されます。何よりも一番大事なことは、県民、市町村が不便にならないようにすることです。

さらに、今回の見直しのポイントの一つとして、見直し後の各事務所は、本庁各部局と直結して専門性を発揮しながら施策展開を行うということですが、スピーディーな対応が期待される反面、一義的にはそれぞれが別組織となることから、事務所ごとの硬直した縦割り業務に戻ってしまう心配があります。特に、現場では事案を一体的に捉え、施策を進めたほうが効果的な場面が多いことから、今後は部局間または事

務所間の横の連携が一層重要になるものと考えております。

そこで、三点について質問いたします。

一点目として、地域県民局の廃止の検討過程において、市町村に対する説明をどのように行ったのかお伺いいたします。

二点目として、地域における総合的な出先機関である地域県民局がなくなると、県民や市町村にとって不便になるのではないかと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

三点目として、地域県民局が担ってきた部局間の横の連携について、地域県民局の廃止後はどのように確保していくのかお伺いいたします。次に、学校教育対策として、教員の働きやすい職場環境づくりについてであります。

まず、公立学校教員の病気休職についてであります。

昨年十二月の新聞報道によりますと、令和五年度に精神性疾患を理由に休職となった公立学校の教員は全国で七千百十九人に上り、三年連続で過去最多となったとありました。教員は、児童生徒の人格の形成に携わるという崇高な使命が与えられた職業であり、多くの教員が日々教育活動に力を尽くしていることと思います。

しかし、昨今、多忙化と長時間労働の常態化などが解消されず、教員はブラック職業などともやゆされる状況が続いており、その結果、心の病に至る教員が増えているのではないかと懸念しているところです。

そこで、二点について質問いたします。

一点目として、本県における病気休職の教員のうち、精神性疾患によるものの割合をお伺いいたします。

二点目として、精神性疾患により休職した教員の復職に向けた対応と復職の状況についてお伺いいたします。

次に、公立学校における働き方改革の推進についてであります。

先ほど申し上げた休職した教員の多さを見ると、学校における働き方改革を進め、働きやすい職場環境を整備していくことは急務であると考

えます。その一方で、昨年十二月に文部科学省が公表した令和五年度の時間外在校等時間が月四十五時間を超えている教員の割合は、小学校二四・八％、中学校四二・五％となっており、依然として教員の長時間労働が解消されておらず、働きやすい職場環境が十分に整備されているとは言えません。

学校の働き方改革に向けて、各学校においても取組を進めているものと思いますが、各学校の判断、とりわけ学校行事や業務内容等が各学校により濃淡があるため、事務量に差が生じ、不均衡になっているのではないかと危惧されており、県教育委員会が指導力を発揮し、労働時間削減に向けた取組を率先して進める必要があるものと考えます。

そこで、二点について質問いたします。

一点目として、本県公立学校における時間外在校等時間について、月平均四十五時間及び八十時間を超える教員の割合をお伺いいたします。

二点目として、公立学校における働き方改革の推進に向けて、県教育委員会ではどのように取り組むのかお伺いいたします。

次に、健康医療福祉対策として、県内の医師不足への対応についてであります。

今年、二〇二五年は、団塊の世代が七十五歳以上となる年であり、高齢化がますます進み、医療需要がさらに逼迫していくものと考えられます。超高齢化社会において県民に安定した地域医療を提供するためには、医師の確保が大変重要であることは言うまでもありません。

一方で、私の地元である三沢市立三沢病院においても医師が足りないという話が聞こえてきているほか、周辺の町立病院においても規模を縮小し、診療所となる事例もあると聞いております。

このように、医師が足りないということは、医療の質の低下のみならず、患者の生活に深刻な影響を与えるなど、地元住民にとっては大変心配なことでもあります。一方で、医師の数は年々増加していると言われています。私としては、何としても県内に医師を増やし、医師不足解消に

しつかり取り組んでいただきたいと思います。

そこで、二点について質問いたします。

一点目として、本県及び上十三地域における医師不足の状況についてお伺いいたします。

二点目として、医師不足解消に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、農林水産業対策について、まずは企業の農業参入についてであります。

本県は九年連続で農業生産額三千億円を超えており、少子高齢化が進む中にあっても、農業者や関係団体等の努力により、主産業である農業が維持されてきているものと考えております。しかしながら、少子高齢化の波はこれまで以上に強くなり、本県の人口もさらに減少する傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所の令和五年発表の将来人口の推計値によりますと、本県の人口は、二十五年後の令和三十二年には七十五万五千人と、ピーク時の百五十万人の半分まで減少するという非常に厳しいものとなっております。

この少子高齢化の波を最も強く受けているのは農村地帯であり、私の地元でも多くの高齢農業者がリタイアし、農地が後継者に移譲されている一方で、引き継ぐ人がいない農地は耕作されない状態、いわゆる耕作放棄地として放置されており、ここ数年でその面積がかなり増えてきているように感じております。このような状況が続けば、現在の優良な農地、さらには産地が維持できなくなるのではないかと強く懸念しております。そのためにも技術でカバーできるものはどんどん新技術の導入を積極的に取り入れる一方で、企業などを新たな担い手として確保していくことを検討することが本県農業を維持、発展させていく上で必要でないかと考えているところであります。

そこで、二点について質問いたします。

一点目として、企業の農業参入に対する県の見解について伺いいたします。

二点目として、県は企業の農業参入を進めるため、どのように取り組んでいくのか伺いいたします。

次に、ナガイモの生産対策についてであります。

青森県のナガイモは、本県を代表するトップブランドで、野菜生産において、ニンニク、ゴボウと共に重要な品目となっており、私の地元の三沢市においても、多くの生産者が農業経営の柱として作付してきました。

しかしながら、生産現場では、物価高騰による生産コストの増大や生産者の高齢化、担い手不足が進行しており、作付面積が減少傾向にあります。また、十アール当たり収穫量は、生産量日本一の北海道と比べると、北海道は近年四トンを超えているのに対し、本県は二トンから二・五トンで推移しており、大きく差が開いているとあります。さらに、近年は夏場が高温傾向となっており、特に令和五年産と令和六年産では高温の影響を受け、収量、品質ともに大きく低下したと伺っています。

ナガイモ生産は種苗と土づくりが重要ですが、特に種苗は収量、品質に大きく影響することから、よりよい種苗を使用する必要がありますとされております。このような中で、県では、今後この種苗の増殖方法を切り芋方式に転換する方針であると伺っています。

そこで、二点について質問いたします。

一点目として、近年の高温により、ナガイモにどのような影響が出ているのか伺いいたします。

二点目として、種苗増殖方法を切り芋方式へ転換する理由と県の取組について伺いいたします。

最後に、私の地元でありますが、三沢空港発着路線の利用促進についてであります。

三沢空港の搭乗者数は、コロナ禍からの航空需要の回復の動きを受け、各路線が全体的に好調に推移したことから、令和四年度から二年連続で三十万人を超え、今年度も既に三十万人の万台を超えるなど、順調に推移しているところであります。中でも、三沢―東京線が羽田発着枠政策コンテストにより令和二年十月から一日四便運航となったことで、県南地方や下北地方はもとより、本県の空の玄関口として三沢空港の役割が大きくなるとともに、地域活性化の推進に大きく貢献してきたものと考えております。

今後、人口減少が進行していく中、交流人口の拡大や観光振興、企業活動の促進を図る上で、三沢―東京線の日四便運航は極めて重要な役割を担うものと考えていたところ、先般、国土交通省から令和十一年三月までの継続が公表されました。これまで御尽力いただいた県並びに関係者に感謝申し上げる次第であります。

また、先般、日本航空から二〇二五年の夏ダイヤが公表され、三沢―大阪線が現在の一便運航から二便に増便されることが決定されました。大阪線も東京線と同様に、関西圏との交流人口の拡大や企業活動の促進を図る上で重要な役割を担う路線であり、今後、二便運航により利便性が大幅に向上され、関西圏とのさらなる交流拡大を期待しているところであります。

そこで、二点について質問いたします。

一点目として、三沢―東京線の四便運航の定着に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺いいたします。

二点目として、三沢―大阪線の二便運航の定着に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺いいたします。

以上をもって、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 小比類巻議員にお答えいたします。

私からは、まず、県民対話集会についての質問についてお答えいたし

ます。

これまで百回を超える対話集会で、様々な仕事や活動されている団体の皆さんと対話を重ねてまいりました。その中で、例えばベビーシッター事業を行っている団体からは、この制度の普及拡大に向けた御意見、林業事業体の皆様からは、県産材の利用促進に関する御意見、医療的ケア児者の御家族や関係者の方々からは、医療的ケアを必要とする方への支援を求める御意見など、県民の皆様が身近に感じている課題について、多くの御意見を伺ってまいりました。

対話を通じていただいた様々な声や思いというものは、私自身の知事としての活動、言動に深く影響を及ぼしておりますし、また、政策の実現、実行につながる大きなヒントとなっているところであります。県民目線で事業を構築し、令和七年度当初予算案として様々な部分で提案しているところであります。

今後、寄せられた一つ一つの意見を大切にしながら、様々な分野の課題に挑戦して現状を打破し、県政を力強く進めてまいります。

続きまして、安心して子供を産み育てられる環境づくりに向けた取組についてお答えいたします。

県では、出生数の減少と若い世代の県外転出が進んでいる本県において、多くの若者が本県で子供を産み育てたいと望み、その希望がかなえられる未来の実現を社会全体で目指すこども・子育て「青森モデル」を昨年十月に取りまとめました。

こども・子育て「青森モデル」においては、若者や女性の定着・還流、家庭と仕事の両立、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て環境の五つの政策を掲げ、取組を進めております。

令和六年度においては、小・中学校の給食費の完全無償化や不妊治療の生殖補助医療の自己負担額の無償化を都道府県としては初めて開始いたしました。

令和七年度においては、これに加えて、一般不妊治療の自己負担額の

無償化や、小児科のオンライン診療の利用環境の整備など、子育て環境等の一層の充実に取り組んでいくこととしております。

次に、こども・子育て「青森モデル」の実現に向けた思いについてお答えいたします。

私は、人口減少が進む中であって、本県が現在の社会・経済システムを維持し、さらに発展していくためには、本県で生まれ育つ子供たちが増えていく環境をつくり出し、人口減少の流れを変えていく必要があると考えております。

このため、こども・子育て「青森モデル」は、合計特殊出生率の二以上と十五歳から四十九歳の人口の純移動率の反転という非常に高い目標を掲げておりますが、県民の皆様からの声から生み出された自由な発想で、この高い目標に挑戦していくため、今後も県民の皆様との対話を通じて認識を共有しながら、「青森モデル」の取組を着実に具体化し、少子化の要因をつくり出している社会を変革していきたいと考えております。

続きまして、企業の農業参入に対する県の見解についてお答えいたします。

本県農業は、農産物の生産、販売のみならず、食品加工や観光など、関連産業と密接に結びつき、地域経済を支える重要な役割を果たしております。

このため、今後とも基幹産業として持続的に発展させていく必要がありますが、近年は人口減少や高齢化の進行を背景に、生産現場では担い手や労働力の不足、遊休農地の発生といった問題に直面しております。一方、事業の多角化や地域貢献などを目的に、農業に参入する企業が全国的に増加傾向にあり、本県においても、それぞれの企業が培ってきた技術や経営ノウハウを農業に応用して、効率的な営農を実現している事例も生まれております。

こうした中、将来を見据え、企業を担い手として位置づけることが必

要であり、私としては、企業の参入によって農業にイノベーションを起こし、本県農業を産業として守っていきたいと考えております。

続きまして、種苗増殖方法を切り芋方式へと転換するナガイモですが、切り芋方式へと転換する理由と県の取組についてお答えいたします。

ナガイモの種苗については、県産業技術センター野菜研究所が供給する原原種を全農青森県本部等が増殖し、生産者に供給しているところですが、現在、本県が採用しているむかご方式に比べて、切り芋方式は、増殖の過程で品種特性が継承されやすく、収量や品質の向上が期待できます。

このため、本県の悲願とも言うべきナガイモの出荷量日本一の奪還に向けては、種苗の増殖方法をダイナミックに転換する必要があると考え、切り芋方式を令和九年春から導入することを目指した取組を進めております。

具体的には、関係機関、団体と連携しながら、切り芋の実証圃を設置し、腐敗防止や初期生育の確保に向けた技術の共有を図っているほか、野菜研究所に原原種を保管するための冷蔵施設を整備することとし、来年度はその設計を行うこととしております。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 地域県民局の廃止について、まず、検討過程において、市町村に対する説明をどのように行ったのかについてお答えいたします。

地域県民局の見直しについては、昨年の八月二十一日に開催された知事と市町村長との協議の場において、知事から市町村長に対して地域県民局の廃止とその後の組織体制について説明を行ったほか、十月三十一日には、市町村の担当者に対してもオンライン説明会で詳細を御説明しております。

次に、地域における総合的な出先機関である地域県民局がなくなると、県民や市町村にとって不便になるのではないかとこの点についてです。

地域県民局の廃止後における県民の皆様や市町村からの相談や要望等に対しては、新たに設置する各事務所がそれぞれの行政分野における専門性を発揮しながら、スピード感を持って適切に対応してまいります。また、複数の組織にまたがるような事務については、本庁各部局の連携に加え、必要に応じて新設します地域連携事務所が統括するなどして、決して県民の皆様や市町村が不便を感じることはないよう、しっかりと対応してまいります。

次に、地域県民局廃止後は部局間の横の連携をどのように確保していくのかについてです。

今回の地域県民局の見直しは、県の施策を強力に展開していくために、本庁と出先機関の縦の連携をより強化していくことを目的としたものですが、議員御指摘のとおり、地域県民局の廃止後も部局間の横の連携は重要であると考えております。

このため、複数の行政分野に関係するような課題に対しましては、知事や副知事、本庁の部局長がリーダーシップを発揮し、しっかりと横の連携を深めて対応していくとともに、出先機関においても、その意識を強く持つて現場の業務を進めていくよう徹底してまいります。

○議長（丸井 裕） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問三点についてお答えいたします。

まず、津波浸水想定区域等にある社会福祉施設等が移転を希望する場合における県の支援策についてお答えいたします。

県では、移転を含む施設整備については、毎年度、子育て支援、介護保険及び障害福祉の各サービスに係る事業計画の内容と、分野ごとの施設整備の必要性等を踏まえ、補助対象施設を決定しています。

整備に当たっては、対象施設が水害・土砂・津波災害のおそれがある危険区域等から移転するため、新たに整備する場合に優先的に補助することとしています。

次に、本県及び上十三地域における医師不足の状況についてお答えいたします。

国が公表した医師偏在指標によると、全国が二百五十五・六に対し、本県は百八十四・三で、全国ワースト二位の医師少数県となっています。

二次医療圏別では、弘前大学が所在する津軽地域が医師多数区域、青森地域がどちらでもない区域、上十三地域をはじめ、八戸や西北五、下北の四地域が全国で下位三分の一となる医師少数区域となっています。最後に、医師不足解消に向けた県の取組についてお答えいたします。県では、医師不足の解消に向けて、弘前大学と連携した全国最大規模の地域枠の設定や、臨床研修の質を高めることを目的とした臨床研修医ワークショップの開催などに取り組んでいます。

また、医師の確保と定着に向け、県内医療機関等での勤務を要件に含む医学生向けの医師修学資金について、今年度から貸与枠を約二倍にするなど、大幅に拡充しました。

さらに、昨年九月に青森県地域医療維持確保に向けた医師派遣・配置調整会議を開催し、県、弘前大学、県立中央病院の三者で若手医師のキャリア形成支援の重要性について確認したほか、ICTを用いた医療資源の効果的な活用などについて話し合いました。

このことを踏まえ、今後、全県体制で医師のキャリア形成支援やICTを活用した医療環境の向上に取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） 三沢空港発着路線の利用促進についての御質問二点にお答えいたします。

初めに、三沢―東京線の四便運航の定着に向けた県の取組についてです。

去る一月二十一日に国土交通省が羽田発着枠政策コンテストの結果を公表し、三沢―東京線は、令和十一年三月二十四日まで一日四便運航が継続されることとなりました。

令和二年十月の四便運航開始を契機に、県と三沢市、日本航空ではステアリングコミッティを設置し、関係団体と共に四便運航の利便性のPRや航空需要の喚起などに取り組んできたところであり、このことが評価されたものと県では受け止めています。

今後、四便運航の定着に向けて、関係者と連携した取組をさらに発展させていくことが重要となることから、県では、閑散期となる冬季の利用拡大や西日本との乗り継ぎ利用の促進、県内宿泊施設と連携したプロモーションなどに積極的に取り組んでまいります。

続きまして、三沢―大阪線の二便運航の定着に向けた県の取組についてです。

平成五年四月二十八日の就航以来、一日一便で運航されてきました三沢―大阪線は、今月三十日から一日二便運航となることが決定しました。

当路線は、下北・上北・三八地域と関西圏を結び、交流人口の拡大や観光振興、エネルギー関連企業等の活動の促進など、地域の活性化を支える重要な役割を担っており、二便運航となることで利便性が大きく向上し、大阪・関西万博の開催も追い風となって、様々な分野での交流や活動が加速されるものと期待しています。

今後は、二便運航の定着に向けて、年間を通じて安定的な需要を確保することが重要となることから、県では、航空会社や三沢市、周辺市町村、関係機関と連携しながら、イベント等での路線のPRや旅行商品の造成支援など、利用促進にしっかりと取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問二点にお答えいたします。

まず、企業の農業参入を進めるための県の取組についてです。

県では、企業の農業参入を進めるため、県外の企業約千五百社を対象としたアンケート調査を行うとともに、その結果を踏まえ、参入に前向きな企業を訪問して、具体の参入プランや課題等を聞き取り、個別の支援策を検討します。

また、企業参入には地元の理解や協力が必要となることから、受入れに対する市町村の意向を確認し、意欲的な市町村と受入れ態勢を構築するとともに、企業のニーズを共有しながら課題解決に向けて取り組んでいきます。

さらには、参入企業等が利用可能な農地の情報発信や、既に参入している企業の経営安定に向けた農業力強化アドバイザーの派遣などを行うこととしています。

次に、近年の高温によるナガイモ生産への影響についてです。

ナガイモは、夏場に高温で推移すると芋の形状が極端に長く、ボリューム不足となる傾向があります。

近年では、令和五年及び令和六年に夏季高温で推移したため、県が設置した生育観測圃等の調査データでは、芋の長さ、いわゆる芋長が平年より二割程度長くなった一方で、芋の太さ、芋径は二割程度細くなっています。

このため、生産現場においては、収穫機械による欠損や、洗浄、出荷の各作業段階における折れが多発しており、全農青森県本部の令和五年産販売実績によると、十アール当たりの販売収量は過去五か年比で八五%にとどまり、ＡＢ品率は一〇ポイント以上の減となっております。

○議長（丸井 裕） 危機管理局長。

○危機管理局長（豊島信幸） 地震災害情報の県民への周知についてお答えいたします。

御質問の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及びそれに関連する後発地震などを含む様々な情報や日頃からの備えにつきましては、県の広報誌やホームページ、県の公式エックスなどにより、県民に対し周知して

いるところでございます。

県が行った県民防災意識調査の結果によりまずと、調査対象者二千五百人のうち、防災について関心があるが、準備や行動はしていない、また、防災に関心がないと回答された方が九〇%いるなど、日頃の備えに課題があるものと考えております。

今後は、県民や事業所の皆様が防災を自分事として捉え、防災に取り組んでいただくよう、市町村とも一層連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問六点にお答えいたします。

まず、本県の新規高等学校卒業者の県内就職率の向上に向けた取組についてです。

本県の新規高等学校卒業者の県内就職者の割合が低い理由は複合的な要因によるものと考えておりますが、昨年度、県教育委員会が高校生を対象に行った調査によると、将来暮らす場所について、県内で暮らしたいと回答した割合が約三五%、県内、県外どちらでも構わないと回答した者と合わせても約五〇%にとどまっていることも一つの要因であると捉えております。

県教育委員会では、こうした状況を踏まえ、高校生の郷土に対する愛着や誇り、地域への貢献意欲の醸成を図ることを目的として、全ての県立高等学校において、生徒自身の居住地域等について理解を深める学習「あおもり創造学」に取り組み、地域の課題解決学習や情報発信等を行っております。

また、県立高等学校十二校に就職支援員を配置し、全ての県立高等学校に対して、県内求人の開拓や求人情報の提供等を行っているほか、県内企業の理解を深めるための県内企業訪問や県内企業で働く方々との交流会も実施しております。

次に、県内就職率の向上に向けた知事部局との連携についてお答えし

ます。

県教育委員会では、青森労働局と共に青森県新規学校卒業生就職問題連絡協議会を開催し、新規高等学校卒業生の県内就職に向けて、求人確保の方策、職場見学の実施等について、県こども家庭部や県内経済団体等の関係機関及び高等学校長協会と協議を行っております。

また、県こども家庭部や青森労働局と共に、県内経済団体に対して、県外流出への対策として求人票の早期提出や企業の魅力向上に取り組むことなどを要請しているほか、県内九地区において、高等学校長協会及び高等学校PTA連合会と合同で要請を行い、併せてインターンシップの受入れ等についても協力を依頼しております。

次に、本県における病気休職の教員のうち、精神性疾患の割合についてお答えします。

文部科学省が毎年度行っている公立学校教職員の人事行政状況調査によると、本県公立学校教員の病気休職者のうち、精神性疾患によるものの割合は、令和三年度が四十五人で五八・四％、令和四年度が四十五人で五八・四％、令和五年度が四十七人で六二・七％と、おおむね横ばい傾向にあります。

次に、精神性疾患により休職した教員の復職に向けた対応と復職の状況についてお答えします。

精神性疾患により休職している教職員に対しては、休職期間中、九十日ごとに提出される経過報告書等を活用し、本人の様子や医師の所見を確認しながら、復帰に向けた支援を行っています。

また、円滑な職場復帰に向けた試し出勤の制度を実施しており、本人の申請に基づき、業務量や従事時間を調整した上で、休職中に試行的に職場で業務の一部を行うことにより、職場復帰への不安を軽減するとともに、職場での受入れ体制を整えています。

このほか、公立学校共済組合では、精神性疾患により休職している教職員に対し、ストレスマネジメントに関するプログラムを提供するな

ど、スムーズに職場復帰できるよう支援しています。

なお、令和五年度中に精神性疾患により休職した教員四十七人について、年度が替わった令和六年四月一日時点の状況を見ると、退職した者を除き、復職が十一人、引き続き休職が二十四人となっています。

次に、本県公立学校における時間外在校等時間のうち、月平均四十五時間及び八十時間を超える教員の割合についてお答えします。

県教育委員会が令和五年度に実施した調査では、時間外在校等時間が月四十五時間を超えている公立学校教員の割合は、小学校で一九・一％、中学校で三九・八％、高等学校で三五％、特別支援学校で一・三％となっております。

また、月八十時間を超えている教員の割合は、小学校で一・八％、中学校で一〇％、高等学校で四・九％、特別支援学校で〇・四％となっております。

次に、公立学校における働き方改革の推進に向けた取組についてお答えします。

県教育委員会では、学校における働き方改革の推進について、単に教職員の在校等時間の縮減を目的とするのではなく、在校等時間の縮減を通して、教職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、心身ともに健康で心にゆとりを持って働くことができること、教職員が子供と向き合うことのできる時間を十分に確保し、やりがいを持って働くことができること、このような職場環境の構築を通じて学校教育の質の維持向上を目指すべきものと考えています。

この実現に向けて、令和六年度においては、校務支援システムや自動採点システムの導入など、校務DXの一層の推進に取り組むとともに、学校が教職員の意見を踏まえ、組織全体として意思疎通を図りながら働き方改革を協働して進められるよう、外部の知見を活用しながら伴走型支援を行っております。

今後とも、これらに取り組むとともに、各校の好事例の周知や県が学

校へ行う調査の精選など、各種施策を進めてまいります。

○議長（丸井 裕） 小比類巻議員。

○二十番（小比類巻正規） 知事はじめ、丁寧な御答弁、大変ありがとうございます。ありがとうございました。

まず一点目は、新規高等学校卒業者の県内就職についてであります。高校生が就職を考える場合、二年生、三年生になってから短期間に、急ぎ決めなければならないのが実情なのだろうなという思いもしております。壇上でも述べましたが、小・中学校時代も含め、高校で就職先を決断するまでに、例えば自分の周りにある文化や自然、産業に興味を持つてもらうことや、本県には全国に誇れる貴重な仕事があり、魅力のある暮らしができるなどといった意識づけを早い段階から中長期的に子供たちに伝えていく必要があるのではないかという感じを持っております。

私がちよつと興味を持って調べたところ、県内就職率の高い富山県では、十四歳の挑戦という中学生を対象とした地元での職場体験活動を実施しており、その体験活動を通じて地元企業の認知度が上がり、地域への就職につながっているとされております。

そこで質問いたします。

県内就職率を高めていくためには、中学校等の早い段階から独自の新たな取組を検討すべきと考えますが、県教育委員会の対応について伺いたいします。

○議長（丸井 裕） 教育長。

○教育長（風張知子） 県教育委員会では、県内定着の促進に向け、中学校段階においても地域の理解を深める学習活動が重要であると考えております。

そこで、次年度の新たな取組として、あおもり創造学の成果発表会に県内公立中学生にも参加してもらい、地域学習等で学んだ成果を発表したり、高校生の発表を聞く機会を設け、中学生のふるさと青森への愛着

や誇りの醸成につなげていきます。

○議長（丸井 裕） 小比類巻議員。

○二十番（小比類巻正規） 本県では、県立高校において、あおもり創造学の取組を行っているというところでありますが、小・中学生が主体となつて取り組む形にはなっていないような気がしています。

そこで、ぜひ早い段階からの取組として、小・中学生版のあおもり創造学の取組を検討していただき、やはり進学も大事ですが、働くことも大事だということも教育として指導していくことも大事だろうという思いを持っております。これを強く要望いたします。

それから、教員の働きやすい環境づくりについてですが、多くの女性教員が悩んでいると伺っております。例えば妊娠に伴う休暇取得を渋ったり、先延ばしされたり、嫌がらせまがいの校務分掌を押しつけられたり、人事異動も出産や育児の配慮が全く不十分であるというふうな、管理上の問題だろうという思いもしておりますけれども、例えば管理者は教育指導だと、どこかでもそういう言葉を聞いたことがありますけれども、確かにそう言われると、職員の方々は、やれと言われたことに対しては一生懸命やと思います。ただ、やはりそういう強硬な押しつけによつて、先ほどの精神的に支障を来す場合もあるのではないかなという気もしておりますけれども、そのところも御配慮いただいて、しっかりとした教育活動に努めていただくことを要望いたします。

それから次に、二点目は、企業の農業参入についてであります。

県では、今後、本県農業の担い手として、農業以外の企業の受入れを進めていくとの答弁がありました。労働力が不足している中、将来にわたつて本県農業を産業として維持していくためには必要な対策であると私も考えております。

一方で、現在の本県農業を支えているのは多くの農業者であり、今後とも、農業者が農地を耕作し、農業を営んでいくという農業の根幹が変わることがあつてはならないと思います。

そこで質問いたします。

これまで本県農業を支えてきた農業者については、今後も担い手として明確な位置づけをしていく必要があると考えますが、県の見解について伺いいたします。

○議長（丸井 裕） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本県農業は、中小の家族経営体や大規模な法人、集落営農組織など、様々な経営体に支えられており、今後もこうした農業者等は重要な担い手であることに変わりはないと考えております。

県といたしましては、「農林水産力」強化パッケージに基づき、引き続き、意欲ある農業者の所得向上に向けた取組を進めてまいります。

○議長（丸井 裕） 小比類巻議員。

○二十番（小比類巻正規） これまで本県の農業を支えてきたのは、言うまでもなく個々の優れた農業者であり、今後もその位置づけが変わることがあつてはならないと思います。

一方で、企業は経営が悪化すると本県から撤退するという不安な側面も有しています。そのため、県には、企業の農業参入の推進と併せて、本県の農業生産の大宗を占める個々の農業者が不利益を被ることがないように、引き続きしっかりと支援をしていただきたいと要望いたします。

最後に、一点要望でありますけれども、三沢空港発着路線の利用促進についてであります。

三沢―東京線の四便運航及び三沢―大阪線の二便運航の定着については、県南地方から首都圏、関西圏への移動の利便性はもとより、本県の地域活性化を進める上で大変重要な取組であります。

そのためにも、今回の東京線、大阪線の増便が定着されるよう、今後とも、県をはじめ、地元及び航空会社などの関係者が連携の上、しっかりと取り組んでいただくよう要望して、私からの質問を終わります。あ

りがとうございました。

○議長（丸井 裕） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩

午後一時再開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二十三番鶴賀谷貴議員の登壇を許可いたします。――鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） それでは、通告に従いまして質問いたします。

一項目め、小・中学校給食費の無償化について質問します。

令和六年度から県内四十市町村に小・中学校給食費の無償化の財源となる予算を措置しました。都道府県単位では全国初となる小・中学校の給食費の一律無償化は国に先駆けて実施した政策であります。県内市町村の学校給食費の無償化の取組状況について伺います。

県内市町村の中には、もう既に小・中学校の学校給食費の無償化を実施している市町村があり、その市町村長からは交付金を学校給食費に充当できないという不満の声がありました。青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金により、令和五年度に小・中学校給食費を無償化していた市町村が新たに実施した子育て費用の無償化の取組について伺います。

知事は、無償化に向け、食育の観点から給食に使われる本県産の農林水産物への関心を高め、子供たちの健全な食生活につなげていきたいと答えています。小・中学校給食費を無償化にした効果について、県はどのように考えているのか伺います。

令和七年度では、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の活用をより充実させることとなります。市町村に対して制度の見直しに係る説明をどのように行ったのか伺います。

二項目め、子ども食堂への支援についてです。

子ども食堂は、子供や保護者が食事をする場所です。子どもの居場所という観点から、ここ数年の間に急速に子ども食堂が増え、今では全国で一万八千か所余りに上り、各地で開催されています。

県内における子ども食堂の設置状況について伺います。

子ども食堂は、子供が一人でも行ける無料または低額の食堂であり、子供への食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしており、大人も低額で食事を頂くこともできます。子ども食堂に来ることができても学校には行けないという児童生徒もいます。このような子ども食堂に対する県の認識について伺います。

和歌山県は、子どもの居場所や地域の交流拠点である子ども食堂を新規に開設する団体に最高六十万円を補助し、また、既に設置している団体には、機能強化費用として、学習支援経費と世代交流経費として十万円まで補助しています。

子ども食堂は、子供の貧困対策として重要な役割を果たしています。しかしながら、子供への食事が無料または低額なため、運営者は食材集めや活動費を寄附に頼っている状況なので、財政的には非常に厳しい状況にあります。

子ども食堂の運営者に対する支援が必要と考えるが、県の見解について伺います。

三項目め、子供の貧困対策の推進についてです。

本県では、第二次青森県子どもの貧困対策推進計画の中で、独り親家庭など困難な環境にある子供やその家族を支援し、全ての子供たちが現在から将来にわたり夢と希望を持って成長できる青森県を目指して子供の貧困対策を総合的に推進すると明記していますが、県内の子供の貧困の状況について伺います。

第二次青森県子どもの貧困対策推進計画では、それぞれの項目において、市町村と連携しなければ達成できない事業がたくさんありますが、

子供の貧困対策の推進に向けた県と市町村の支援体制について伺います。

非正規雇用が半数を占めるシングルマザー家庭の貧困率は五〇%というデータもあります。今般の物価高騰でますます困窮する家庭が多くなることが予想される中、貧困家庭の子供や保護者への支援に県はどのように取り組んでいるのか伺います。

子ども貧困対策推進法の改正には、貧困の指標に独り親世帯の養育費受領率が追記され、希望する全ての独り親世帯が養育費を受領できるように明記されていますが、経済的に厳しい独り親家庭の生活の安定のため、養育費の確保への支援が重要と考えますが、県の取組について伺います。

四項目め、自殺対策についてです。

全国で二〇二四年に自殺した人数は暫定で二万二千六十八人となり、前年より千五百六十九人減少し、統計を取り始めてから二番目に少ない人数となりました。しかし、全国の小学生、中学生、高校生の自殺者は、二〇二二年五百十四人、二〇二三年五百十三人、二〇二四年の暫定数では五百二十七人で、過去最多の自殺者数となっています。少子高齢化が進む中、子供の自殺者は高止まりで、大人の自殺者は減少傾向にあります。

本県では、二〇二四年の自殺者は二百四十人で、二〇二三年と比べ七・六%の増となり、全国で四番目に高い増加率でありました。

私は、前の一般質問において、本県における二十歳未満の自殺者数について質問したとき、平成三十年では五人、令和元年では九人、令和二年が二人、令和三年が八人、令和四年が十人となっているという答弁がありました。本県における令和五年の自殺者数の年代別の状況について伺います。

お金は、今日失っても明日以降取り戻せますが、時間と命は一度失うと二度と取り戻せない大切なものです。県は、二〇二九年度までに人口

十万人当たりの自殺者数を示す自殺死亡率を二・八以下にするという目標を掲げています。二〇二三年の状況は二〇・三で全国平均を上回っています。自殺者数の減少に向けた県の取組について伺います。

児童生徒が、年間平均すれば、全国で小学生が約一か月に一人、中学生が約二日に一人、高校生が約一日に一人自殺している世の中なのです。前に若者世代に対する自殺対策の取組について一般質問したとき、県は、子供や若者を主な対象とするSNSを活用した相談事業の取組強化や相談窓口の開設日数を増やしているという答弁がありました。現在の若者世代に対する県の自殺対策の取組について伺います。

五項目め、DV（ドメスティック・バイオレンス）への相談対応等についてです。

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことを言います。多くの場合、家庭内において行われるため、外部から発見するのが難しい特性がありますが、本県における令和六年度のDV相談件数について伺います。

二〇二一年の国の調査によれば、交際相手から暴力を振るわれたことがあると答えた人は、女性で約六人に一人、男性では約十二人に一人となっています。

デートDVの被害者の多くは同居していないため、DV防止法のような強力な規制がないので法律の対象外なのですが、令和六年度のDV相談のうち、交際相手からの暴力に関する相談件数について伺います。

国は、令和六年四月一日より、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）を施行しました。女性の福祉の増進という目的の下、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することとしていますが、DV被害者への支援に向けた県の取組について伺います。

六項目め、公立小学校教員の確保に向けた取組についてです。

二〇二五年度の本県の公立学校教員採用試験の応募者数は九百九十八人で、統計を取り始めて以来最少となりました。全体の応募倍率は三・

三倍で、小学校の応募倍率が一・四倍、中学校では三・五倍、高校では八・一倍と、中学、高校では過去十年間で最低となりました。

小学校の教員不足は全国的に慢性化し、児童生徒の学力低下が懸念される中、公立学校教員採用候補者選考試験における小学校教諭の応募者を確保するための取組について伺います。

多くの子供たちは高校生のときに自分の進路を決定されるのではないのでしょうか。一人でも多くの高校生に教員の魅力を知ってもらい、教員を目指す大学に進学してもらおうことが教員不足解消につながると思います。高校生に対して小学校教員の魅力を周知すべきと考えるが、県の取組について伺います。

教師がこれまで行ってきた学習プリントの準備や行事等の準備作業などの負担軽減を図るために、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）を配置しています。このスクールサポートスタッフは、週に数回、それも一校だけでなく、一人が数校を掛け持ちしている状況です。各学校では行事等も様々に実施しているため、必要なときにお願ひできないという声があります。一学校に一名のスクールサポートスタッフを配置すべきと考えます。

教員確保のためには教員の負担軽減に取り組む必要があります。スクールサポートスタッフの配置を充実させるべきと考えるが、県の取組について伺います。

七項目め、公立学校教員の労働基準法第三十六条に基づく労使間協定についてです。

三六協定とは、労働基準法第三十六条に定められた労使協定のことです。労働者に法定労働時間を超えて労働させたり、休日労働をさせたりする場合、企業と労働者の間で協定を結ぶことを言います。

民間企業では三六協定を締結しなければならない重要な協定ですが、県立学校職員に係る協定の締結状況について伺います。

三六協定を締結した場合でも、時間外労働や休日労働の上限時間はあ

りますし、民間では、この三六協定を違反してしまうと企業側に罰則が下される可能性があります。市町村立小・中学校の県費負担教職員に係る協定の締結状況と、未締結の市町村教育委員会に対し、県教育委員会ではどのように対応しているのか伺います。

八項目め、公立夜間中学についてです。

文部科学省は、公立夜間中学を各都道府県、指定都市に少なくとも一校は設置するよう求めています。全国における夜間中学の設置状況について伺います。

夜間中学は義務教育課程を修了していない方や不登校など、十分な教育を受けられなかった方や、日本語が不自由な外国籍の方を対象としていますが、本県における夜間中学の必要性について伺います。

十代前半の時代は余裕がなく、教育を受けることができなかったかもしませんが、今現在は当時と比べ、時間的余裕ができ、夜間中学を知れば学び直そうとする方がたくさんおられることと思いますが、夜間中学の必要性を広く県民に周知すべきと考えるが、県教育委員会の対応について伺います。

九項目め、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに向けた対応についてです。

いよいよ第八十回国民スポーツ大会（青の煌めきあおもり国スポ）の開催が近づいてまいりました。

青の煌めきあおもり国スポの開催に向けた競技施設の整備状況について伺います。

ふるさと納税を通じて、例えば制度上可能であれば、返礼品にはキャラクターグッズなど、今でなければもらえない特別な商品を提供し、広く寄附を募ることが必要と考えますが、青の煌めきあおもり国スポ・障スポを盛り上げていくためには、ふるさと納税などの募金活動を積極的に進めていくことが必要と考えるが、県の取組について伺います。

国スポ・障スポを開催するにはボランティアスタッフなど多くの方の

協力なしでは行えません。特に競技会場となる県内外の市町村との連携によつて、この大会が成功するのかが問われている大事なことです。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポへの機運醸成に向け、市町村との連携が重要と考えるが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

私は、国体選手でした。青森県で初めて開催されたあすなる国体の次の年に長野県で開催されたやまびこ国体に、高校一年生のときに陸上競技三千メートルに出場しました。私の経験から申し上げますと、全国大会で上位の成績を持っている選手の技術力はその間に差がなく、あるのは精神面の強さで勝敗が決まるのではないかと思います。

競技力向上のためには、技術や体力の向上だけではなく、選手がパフォーマンスを最大限に発揮できるよう、心理面の強化が必要と考えるが、県教育委員会の考えについて伺います。

十項目め、特許庁事業「知財経営支援モデル地域創出事業」についてです。

知財とは知的財産の略語で、発明やアイデア、デザインなど、財産的な価値のあるものを言います。この価値を保護する権利を知的財産権と言います。

中小企業の成長に生かされることが期待される知財を知り、自ら商品やサービス等を開発することが次の世代を担う経営者に求められますが、本事業の概要と青森県が特許庁に申請した内容について伺います。

大企業では、人材や設備が豊富なので、自分たちで商品やサービス等を開発できる体制がありますが、中小零細企業ではノウハウがないため、新商品や新サービス等を自分たちでは開発できない状況にあります。

しかし、外部の各分野の専門家からアドバイスを受け、新商品や新サービス等を開発している企業もありますが、本県での具体的な取組状況について伺います。

商品を小売していれば小売業でし、商品を製造しているのであれば製造業になります。私は、広く考えた場合、全ての企業は環境適応業でなければならないと考えています。気象変動や超円安など、今置かれている環境全てに対応しなければ、企業は生き残っていきません。まさしく氷河期にマンモスがこの世からいなくなったと同じ状況です。現状維持は衰退の始まりです。

志を強く持ち、社会貢献と企業の発展を目指す経営者に本事業による成果を広く波及させることが重要と考えるが、今後どのように取り組むのか伺います。

十一項目め、リンゴの生産振興についてです。

二〇二三年産県産リンゴの総販売額は前年対比三%増の千二百二十一億六千万円となり、統計が残る一九七三年以降で最高になりました。

しかし、二〇二〇年の農林水産省の農林業センサスによれば、農業を主な仕事とする県内の農業従事者の二五%が七十五歳以上となっています。また、担い手の高齢化も進んでおり、リンゴ栽培をやめる人が増加しており、リンゴの園地面積の減少につながっていますが、県内のリンゴ放任園面積の推移と解消に向けた県の取組について伺います。

県は、二〇二三年度の県内新規就農者数を前年度対比二十九人増の二百八十六人と発表しました。年代別では十五歳から二十九歳までが最も多く、百十七人となっています。また、地域別では中南地域が百十人と最も多くなりましたが、リンゴの新規就農者の定着に向けた県の取組について伺います。

青森県りんご協会が主催となり、りんご産地情勢報告会を毎年開催しています。これには全国各地の青果会社の担当者などが参加しています。その中で、県りんご果樹課の担当者から、今年度の予想収穫量について、昨年度より一割多い四十二万五千五百トンを見込んでいるとの報告がありました。全国各地の青果会社の担当者は、リンゴの予想収穫量によってリンゴの価格が変動するので、どのぐらいの収穫量になるのか気

にしていると聞きます。

リンゴの予想収穫量調査の目的と取りまとめた方法について伺います。

十二項目め、松くい虫被害対策についてです。

松くい虫被害とは、マツノザイセンチュウが松の木に入り、水分の通路を阻害し、松を枯らしてしまうことを言います。このマツノザイセンチュウは、自分では松から松へ移動することができず、ほかの昆虫の力を借りて移動します。

本県では、平成二十二年一月に初めて確認されましたが、本県における松くい虫被害の現状について伺います。

また、松くい虫被害の原因は、夏の猛暑ではないかという人もいます。国有林での被害も発生している中、県は被害対策にどのように取り組んでいくのか伺います。

十三項目め、新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所についてです。

県は、令和六年十一月に新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所を公表しました。国は、令和二年八月に土砂災害法に基づく警戒避難体制の整備等を推進するため、土砂災害防止対策基本指針を変更しました。

これを受け、県は調査を開始しましたが、今回公表した新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所状況について伺います。

今回公表された土砂災害の箇所のうち、土砂災害警戒区域に指定されている場合、各市町村では防災計画やハザードマップ等の見直しが必要になることも考えられますが、今回公表した箇所に対する県及び市町村の今後の取組について伺います。

何より新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所で土砂災害が発生する前に対策を打つことが極めて重要と考えます。仮に土砂災害が発生しても地域住民が人的被害に遭わないようにしなければなりません。

が、今回公表した箇所の住民への周知方法について伺います

十四項目め、地域県民局の見直しについてです。

宮下知事は、県民が主役の県政を実現するため、また、職員が県民のためにやりがいを持って働くことができる環境を整備することなどで、本庁部局を七部五局体制から、こども家庭部や環境エネルギー部など八部を新設、再編し、十一部三局体制としました。

また、令和七年度から現在の六圏域に設置している地域県民局の枠組みを廃止し、圏域ごとに八つの事務所体制になる見通しですが、地域県民局の見直しにより、期待される効果について伺います。

今定例会において、県民局制度を廃止する条例案が可決された場合、翌月には新しい組織体制が始まります。決定から開始まで少ない時間の中で、地域県民局の見直しについて、県民にどのように周知していくのか伺います。

地域県民局は二〇〇六年からスタートしています。組織は生き物です。時代の変化に合わせて組織を新設、再編していかなければ組織が時代に取残されてしまい、結果的に県民に公的なサービスをタイムリーに提供できなくなります。

組織の活性化を図る意味で、数年後に今回の地域県民局の見直しの効果について検証を行うべきと考えるが、県の見解について伺います。

十五項目め、知事部局における退職職員の再就職についてです。

毎年多くの方が県庁を退職されます。それには定年退職や自己退職などがあります。有望な人材が定年などにより退職することは、組織にとっては大きな損失ですが、今まで培ってきた能力を次の場所で生かすことは、社会経済から見ても非常に大切なことです。

ましてや、人手不足の現在、高齢者の力を借りなければ社会が成り立たなくなっている中、昨年度退職した県幹部職員の再就職の状況について伺います。

報道によれば、公益社団法人など三代以上にわたり、県退職者が務め

ている指定席ポストが存在して、二〇二三年度の退職者が九人いるということです。

私は、県民に誤解を抱かせないようにすることが最も重要と考えますが、県幹部職員の再就職について、県は関与しているのか伺います。

職業選択の自由があるので、誰がどこに就職しても構わないわけですが、県幹部職員の民間企業等への再就職について、県の見解について伺います。

最後の十六項目め、弘前警察署庁舎建築事業についてです。

私が前に一般質問した弘前警察署新築整備について、令和六年度以降、設計委託と用地の購入に着手し、その後、弘前警察署新庁舎の建設に三年程度要するものと見込んでいたという答弁がありました。建設から四十年以上経過した老朽化が著しい弘前警察署の新築整備について、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

弘前警察署は、警察活動を行う基盤となる施設です。県民に寄り添って日々安全を確保している警察職員には頭が下がります。そこで働く警察職員の環境改善にもつながらなければなりません。弘前警察署を新築整備した場合に予想される施設面での効果について伺います。

警察署は、県民が安全で安心して生活する上で重要な施設であることは多くの県民が認識しています。そういった意味において、単に古いものを新しくするだけなら県民からの理解は得られませんが、弘前警察署の新築整備について、来庁者の利便性向上に向けた施設面での取組について伺いして、壇上からの質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 鶴賀谷議員にお答えいたします。

私からは、まず、小・中学校給食費を無償化した効果についてお答えいたします。

私としては、全県での給食費をはじめ、子育て費用の無償化が大きく拡大し、子育て世帯の経済的負担が幅広く、かつ大胆に軽減され、青森

県が全力で子育て世帯を応援しているということを県内外に伝えることができたと考えております。

続きまして、子ども食堂の運営者に対する支援についてお答えいたします。

県では、子ども食堂を含む居場所づくりの広域的な促進を図るため、令和七年度から新たに子どもの居場所の新規立ち上げや活動の拡充に必要な備品等の購入に係る経費への助成を行うこととしております。

続きまして、自殺者数の減少に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、いのち支える青森県自殺対策計画（第二期）に基づき、市町村が行う自殺対策を支援するとともに、自殺対策を支えるゲートキーパー等の人材育成のほか、児童生徒等の自殺予防に向けた心の健康教育等を推進するなど、世代ごとの課題に着目した対策を重点施策として取り組んでいます。

続きまして、DV被害者への支援に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、DV被害者への支援として、二十四時間年中無休で発見、通報を受け付けるDVホットラインの設置、被害者の避難の必要性と緊急性に応じた適切な一時保護の実施、関係機関との連携による被害者の自立に向けた就労支援や居住支援、各種援護制度等の利用に関する支援などを行っております。

また、令和六年十月に医療関係者のための配偶者からの暴力被害者対応の手引きを改定し、その中で、DV被害者への対応の流れをフローチャートで分かりやすく示すなど、医療機関等との連携によるDV被害者の早期発見と通報体制の強化に取り組んでおります。

続きまして、国スポ・障スポへの機運醸成に向けた市町村との連携についてお答えいたします。

今後のさらなる機運醸成に向けては、県の広報と連動した市町村の広

報も重要であることから、市町村の国スポ担当課の広報担当職員を対象に、県の広報予定や実績等の説明、市町村の取組事例等を共有する会議を定期的に開催し、効果的な広報活動に向けたサポートも行っており、今後も市町村との連携を図りながら取組を進めてまいります。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） リンゴの新規就農者の定着に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、新規就農者が円滑に栽培技術を習得できるよう、地域県民局の普及職員が定期的に巡回し、サポートしているほか、青森県りんご協会への委託により、熟練生産者をリンゴ栽培技術トレーナーとして派遣し、個々の技術レベルに応じた伴走支援に取り組んでいるところでございます。

次に、松くい虫被害対策の取組内容についてお答えいたします。

県では、松くい虫被害の拡大防止に向け、病原体を媒介するマツノマダラカミキリの生育調査や航空機を活用した探査を行うなど、被害の早期発見に努めるとともに、発見した被害木等については、伐倒・薫蒸処理を徹底しているところでございます。

被害拡大の要因である気温の高い状況は今後も継続すると予測されることから、これまでの伐倒・薫蒸処理の徹底に加え、今後は松くい虫被害対策検討会において、専門家から助言のあったマツノマダラカミキリの生息密度を下げるための薬剤散布を実施することとしており、引き続き、国や市町村、研究機関などと緊密に連携しつつ、地域の方々の理解を得ながら、被害の拡大防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 地域県民局の見直しについて、初めに、地域県民局の見直しによる期待される効果についてお答えいたします。

地域県民局の見直しにより、本庁の各部局と直結する各事務所長が、それぞれの行政分野における現場のトップとして専門性を発揮しながら施策展開をできる体制となり、県の政策テーマと連動した取組をこれまで以上に強力かつスピーディーに行えるようになると想定しています。このことにより、多くの県民の皆様に県の施策の効果をより実感していただけるとともに、地域において県庁をより身近に感じていただけるものと考えております。

次に、地域県民局の見直しについての周知についてお答えいたします。

今回の組織改正は、県民の皆様にとって身近な出先機関の見直しでありますことから、混乱が生じることのないよう、特に分かりやすい発信をしていくことが重要と考えております。

このため、県庁ホームページで組織見直しの内容を速やかに広報するとともに、県の広報誌、新聞などで積極的に発信していくほか、出前トークにより職員から直接説明させていただくなど、様々な媒体や機会を通じて、県民の皆様にも周知していきたいと考えています。

次に、数年後に今回の見直しの効果について検証を行うべきと考えますが、県の見解についてお答えいたします。

県の組織体制については、これまでも不断の見直しを行ってきたところであり、国の動向や社会環境の変化など、様々な観点を踏まえつつ、今回の見直しを行った後も時代に即した組織体制となるよう、見直しすべきところは機動的かつ柔軟に見直しを行ってまいりたいと考えています。

続いて、知事部局における幹部職員の再就職について、県の関わりについてお答えいたします。

県では、退職者に対する民間企業等への再就職のあっせんなどは行っておりません。

ただし、県出資の公社等から適任者の推薦や情報提供の依頼がある場

合には対応することとしておりますが、こうしたケースにおきましても、最終的には公社等と職員本人との間で再就職の可否が決められております。

最後に、幹部職員の民間企業等への再就職についての県の見解についてお答えいたします。

県の退職職員であるかどうかにかかわらず、様々な方が各地域や団体等においてその能力を発揮するということは、県全体にとって有用なことであると考えており、県職員についても、長年培った能力や知識等を活用していただけることもあるものと考えております。

○副議長（寺田達也） 総務部長。

○総務部長（澤 純市） 昨年度退職した県幹部職員の再就職の状況についてお答えいたします。

令和五年度に退職した職員で、退職時の職位が課長級以上の職員三十名のうち、県に再就職の届出をした職員は二十五名でした。

その再就職先の内訳は、県に再就職した者が三名、国や他の地方公共団体等が三名、公社等が七名、その他民間団体等が十二名となっております。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） 御質問に順次お答えいたします。

まず、小・中学校給食費の無償化のうち、市町村の学校給食費の無償化の取組状況についてです。

県内では、令和六年十月一日から全市町村で学校給食費の完全無償化が実現しております。

次に、県の交付金により、令和五年度に小・中学校給食費を無償化していた市町村が新たに実施した子育て費用の無償化の取組についてです。

令和五年度に既に学校給食費を無償化していた十七市町村では、十六歳から十八歳までの子供の医療費、ゼロ歳から二歳児の保育料、三歳か

ら五歳児の保育所等給食費のほか、修学旅行費用、予防接種費用、おむつ費用など、地域の実情に応じた様々な子育て費用の無償化の取組を新たに実施しています。

次に、市町村に対する制度の見直しに係る説明についてです。

市町村に対する説明会を本年一月二十四日に開催し、制度見直し案を説明したほか、市町村から寄せられた意見等を踏まえた意見交換会を一月三十日に開催し、県の考え方を改めて説明いたしました。

次に、子ども食堂への支援のうち、県内における子ども食堂の設置状況についてです。

県内の子ども食堂の設置数は、認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえが令和六年十二月に公表した調査結果によると、八十七か所となっております。

次に、子ども食堂に対する県の認識についてです。

子ども食堂は、子供たちが安心して過ごせる居場所として、子供たちに対して無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供し、地域との交流やつながりを持てる場所であるとともに、様々な課題を抱える子供や保護者が相談支援機関につながる場所としても重要な役割を担っていると認識しております。

次に、子供の貧困対策の推進のうち、県内の子供の貧困の状況についてです。

県では、令和五年度に子供の貧困の実態を多面的に把握することを目的として、青森県子どもの生活実態調査を実施しました。

調査の結果、困窮家庭の割合は一五・九％、周辺家庭の割合は一九・八％、一般家庭または無回答の割合は六四・三％となっております。

次に、子供の貧困対策の推進に向けた県と市町村の支援体制についてです。

県では、令和三年三月に策定した第二次青森県子どもの貧困対策推進計画に基づき、教育の支援や生活の安定に資するための支援、経済的支

援などの施策を総合的に推進しています。

また、市町村においては、令和六年四月現在、二十一市町村で子供の貧困対策についての計画を策定し、取組を進めているほか、計画が未策定の十九市町村に対しては、計画の策定を含めた各種取組を進めるよう、県から働きかけているところです。

次に、貧困家庭の子供や保護者への支援への取組についてです。

県では、第二次青森県子どもの貧困対策推進計画に基づき、教育の支援として、大学入学時等に必要となる資金の貸付けや子供の学習支援、生活の安定に資するための支援として、子ども食堂など子どもの居場所づくりの促進、保護者の就労支援として、独り親家庭の親が就職に結びつく可能性の高い資格等の取得に要する経費の補助、経済的支援として、児童扶養手当の支給や独り親家庭等に対する医療費助成等への補助など、貧困家庭の子供や保護者への支援に総合的に取り組んでおります。

次に、養育費の確保への支援の取組についてです。

県では、各地方福祉事務所に配置している母子・父子自立支援員が養育費に関する相談に対応しているほか、県が委託して設置しているひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、弁護士等による相談事業を実施しています。

また、今年度から養育費を取決める公正証書の作成費用や養育費請求の調停申立て等に係る弁護士費用など、養育費確保に必要な経費に対する補助を行っており、令和七年二月末現在、十五件の補助申請がありました。

次に、DVへの相談対応等のうち、本県における令和六年度のDV相談対応についてです。

令和六年度における県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和六年十二月末時点で千二百七十九件となっております。なお、過去最多となった令和五年度の相談件数と比べると、令和五年十二月末

時点で千百二十三件となっており、今年度はこれを百五十六件上回っております。

令和六年度のDV相談のうち、交際相手からの暴力に関する相談件数についてです。

交際相手からの暴力に関する相談件数は、令和六年十二月末時点で二十二件あり、その内訳は、同居する交際相手からの暴力に関する相談が十九件、同居歴のある元交際相手からの暴力に関する相談が三件となっております。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、本県における令和五年における自殺者数の年代別の状況についてお答えいたします。

人口動態統計によると、令和五年の本県の自殺者数は二百九人となっています。年齢階層別では、二十歳未満が二人、二十歳から四十歳未満が三十四人、四十歳から六十五歳未満までが八十六人、六十五歳以上が八十七人となっており、壮年期と高齢期がそれぞれ四割程度を占めている状況となっています。

次に、若者世代に対する県の自殺対策の取組についてお答えいたします。

県では、今年度、子供・若者世代への取組として、SNSを活用した相談事業の実施期間を延長したほか、新たに精神科医や弁護士等で構成されるこども・若者自殺危機対応チームを設置し、学校や市町村などからの相談に対して、多職種チームにより助言等の支援を行っています。

○副議長（寺田達也） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 知財経営支援モデル地域創出事業についての御質問三点にお答えいたします。

知財経営支援モデル地域創出事業は、地域の知財経営支援ネットワー

クの強化と、地域企業のイノベーションを通じて知的財産を活用していく地域を創出することを目的に、特許庁が今年度からスタートさせた事業です。

県では、本県の特徴であり、強みでもある一次産品や伝統工芸などの分野において、一つとして、イノベーション創出から製品プロモーションまで一気通貫で支援する体制の構築、二つとして、デザインなどの知的財産を戦略的に活用するための県内企業への伴走支援について申請したものです。

次に、取組状況についてです。

本事業では、地域を牽引する事業プロデューサーが、中小企業等のイノベーション創出から製品プロモーションまで一気通貫で支援する体制の構築と地域企業の伴走支援の取組を進めたところです。

支援体制の構築につきましては、県と一般社団法人青森県発明協会が共同で運営している青森県知的財産支援センターと事業プロデューサーを中心に、金融機関をはじめとした支援機関から成る地域連携会議の開催などに取り組んでまいりました。

また、伴走支援につきましては、特許庁、日本弁理士会等で形成される知財経営支援ネットワークを通じ、企業の課題に応じて、デザイナーや弁理士などの専門家の力を借りながら個別に支援した結果、地域の高校、大学と連携しながら開発した地元産リンゴのパウダー加工品や、津軽塗の特許技術を駆使し、デザイン性も併せ持つ青森リンゴ植栽百五十周年を記念する盾などを創出したところです。

最後に、成果を広く波及させるための取組についてです。

本事業の取組成果をより広く周知し、波及させていくため、去る二月二十一日に特許庁と県の共催によるイベントを開催し、伴走支援を受けた企業の成果を発表するとともに、本事業に関心のある企業と支援機関等との交流を図ったところです。

県といたしましては、来年度以降も本事業を継続して実施し、また、

県独自の新たな取組と連動させていくことにより、デザインなどの知的財産を活用した取組の輪をさらに広げ、青森県全体のブランド化を目指していきたいと考えています。

○副議長（寺田達也） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問三点にお答えいたします。

まず、県内のリンゴ放任園面積の推移と解消に向けた県の取組についてです。

県内のリンゴ放任園面積は、令和五年度末で百十四・六ヘクタールと、五年前の平成三十年度末の四十六・二ヘクタールから約六十八ヘクタール増加しています。

県では、放任園の発生防止や解消に向け、市町村の取組を支援することに加え、本年度、庁内に専属のプロジェクトチームを設置し、園地所有者等への働きかけや、弁護士を活用した解消への支援などを行っています。

これらの取組により、放任園の解消を支援する県事業の活用が進んでおり、本年度は昨年度の六倍に当たる十八ヘクタールの解消を見込んでいるほか、来年度は三十四ヘクタールの解消を目指すこととしています。

次に、リンゴ予想収穫量調査の目的と取りまとめ方法についてです。リンゴ予想収穫量調査は、高品質リンゴの安定生産と周年供給を進める上で、流通・販売業者が的確な事業計画を策定できるように、必要な基礎データを収集、提供することを目的に実施しているものです。

取りまとめ方法については、毎年わせ種などの本格的な収穫が始まる前の七月下旬に、県内八十地点程度の調査園地において、主要四品種を中心に、栽植密度や一樹当たりの着果数などを調査し、十アール当たりの平均収穫量を算出します。算出した平均収穫量に結果樹面積を掛け合わせて予想収穫量の素案を作成します。

そして、その素案を基に、生産、流通、販売等の関係団体を参集した

検討会議において、生育状況などを踏まえて調整し、出席者の合意を得た上で、その年の予想収穫量を決定しています。

次に、本県における松くい虫被害の現状についてです。

本県における松くい虫被害は、深浦町で継続的に発生しており、令和五年七月から六年六月までの令和五年シーズンの被害本数は、民有林と国有林を合わせて過去最多となる二百四十二本が確認され、被害発生地区も、これまでの広戸・追良瀬、深浦、大間越地区に加えて、麴木、岩崎地区などに拡大しています。

また、令和六年七月からの令和六年シーズンにおいては、十二月末時点で百二十八本の被害木が確認されています。

被害が拡大した要因については、専門家から、近年の猛暑の影響により、病原体であるマツノザイセンチュウや媒介昆虫であるマツノマダラカミキリの活動期間が長く、活発になっていることなどが挙げられています。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 土砂災害が発生するおそれのある箇所についての御質問のうち、初めに、今回公表した箇所状況についてお答えいたします。

令和二年度、高精度な地形情報を用いた土砂災害警戒区域等の新規箇所の抽出に努めるよう国から通知があり、これを受けて、県では、同年度から抽出作業を開始し、昨年十一月に県内全域における作業が完了いたしました。

その結果、抽出された二千九百四十八か所について、昨年十一月二十九日に公表したところです。

次に、県及び市町村の今後の取組についてお答えいたします。

県では、来年度から順次、今回公表した全ての箇所に対して土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定要件を満たした場合には、市町村と協議を進めながら区域指定の手続を進めてい

く予定としております。

市町村では、今後、土砂災害警戒区域等に指定された箇所について地域防災計画に記載するとともに、ハザードマップ等を作成し、警戒避難体制を構築していくこととなります。

最後に、住民への周知方法についてお答えいたします。

県では、今回公表した全ての箇所を確認できるように、県のホームページ「青森県土砂災害警戒区域等マップ」で公開するとともに、防災対応の窓口となる市町村の担当者に対して説明会を開催しています。

今後、土砂災害警戒区域等が新たに指定された場合には、当該マップにおいて指定箇所を順次公開するとともに、市町村と連携しながら周知していきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 国スポ・障スポ局長。

○国スポ・障スポ局長（出崎和夫） 青の煌めきあおもり国スポ・障スポに向けた対応に係る御質問二点についてお答えいたします。

まず、国スポの開催に向けた競技施設の整備状況についてです。

整備状況については、新設が五施設で全て工事完了、床や照明等の改修を要する既存施設が二十施設で、このうち四施設が工事完了しており、さらに、改修を要しない既存施設が二十九施設、ビーチバレーボール競技のコートやトライアスロン競技の栈橋等の仮設施設が十三施設となっており、大会に合わせて計六十七施設が整備予定です。

次に、国スポ・障スポを盛り上げていくためのふるさと納税などの募金活動の取組についてです。

国スポ・障スポを応援していただくための募金、いわゆる青のきらめき募金については、県民をはじめとする多くの皆様に県庁舎などへ設置した募金箱への寄附や、公式マスコット「アップリート君」をプリントしたポロシャツや縫いぐるみといった募金グッズ購入のほか、ふるさと納税などの方法により御協力をお願いしているところです。

これらの募金活動を進めていくため、リーフレットの配布、ホームページ

ージやSNSでの発信、県広報誌「あおマガ」への掲載、テレビ情報番組へ出演しての紹介、県外の青森県人会総会での紹介など、様々な手法で募金についてPRしたほか、昨年十一月九日、十日に上野恩賜公園で開催された東京青森県人会主催の青森人の祭典では、寄附方法として、特にふるさと納税をPRするとともに、募金グッズの販売も実施いたしました。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問九点にお答えいたします。

まず、公立学校教員採用候補者選考試験における小学校教諭の応募者を確保するための取組についてです。

県教育委員会では、大学生への働きかけとして、教員を養成する大学への訪問やオンライン説明会を通して、新規学卒者の受験を呼びかけました。

また、現に、他道府県等の公立小学校の正規教員として三年以上の経験を有する者は、第一次試験を免除するとともに、幼稚園教諭や中学校教諭の普通免許状保有者に対して、小学校教諭普通免許状の取得等を条件として、小学校等の受験を認めることとしております。

さらに、令和七年度実施予定の採用試験では、令和六年度実施の採用試験の第二次試験を通過しなかった者で一定の条件を満たした場合や、本県等の公立学校で過去十年以内に三年以上の勤務経験がある場合は、第一次試験を免除する、本県の臨時講師等に対して行ってきた一般・教職教養試験の免除要件を緩和することとしており、今後ホームページやSNSで情報発信するなど、周知に努めてまいります。

次に、高校生に対して小学校教員の魅力を周知すべきについてお答えします。

県教育委員会では、小学校教員の志望者の増加を図ることを目的とし、令和五年度から「あおもりで働こう」小学校教員魅力向上事業を実施しており、その中で高校生に対する働きかけを行っています。

昨年度は、高校生が現職の小学校教員にインタビューを行い、授業や学校行事を通して児童の成長に関われたことなど、具体的なエピソードを聞き取りました。

また、今年度は、高校生が小学校を訪問し、授業時間や昼休みに児童と関わるなど、小学校教員の一日を体験することを通して小学校教員の魅力を感じてもらったところです。

これらの体験で感じた魅力については、高校生自身が同年代の若者に伝える場を設けたほか、動画やリーフレットに取りまとめ、SNSで情報発信を行うなど、将来の教員確保につながるよう取組を進めております。

次に、スクールサポートスタッフの配置の充実に係る取組についてお答えします。

県教育委員会では、教員の業務支援を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備することを目的に、外部人材を活用したスクールサポートスタッフ配置事業を平成三十年度から実施しております。

令和六年度は、全ての公立小・中学校にスクールサポートスタッフを配置することとしましたが、複数校の兼務としたことにより、配置日数が週に一日から三日程度の学校では、教員の負担軽減効果や人材確保に課題が生じたところです。

このため、令和七年度では全ての公立小・中学校において、兼務することなく通年で一人の任用が可能となるよう、配置時間数を一部拡充することとしています。

県教育委員会としては、引き続き、外部人材を活用するなど、教員の負担軽減に取り組むとともに、教員確保に努めていきます。

次に、県立学校職員に係る労働基準法第三十六条に基づく労使間協定の締結状況についてお答えします。

各県立学校職員における三六協定の対象となる労働者は、事務職員、

学校栄養職員及び技能職員であり、毎年度、全ての県立学校において、使用者である学校長と労働者の代表とが三六協定を締結し、当該協定に係る届出書を県人事委員会または各地域の労働基準監督署に提出しているところです。

次に、市町村立小・中学校の県費負担教職員に係る協定の締結状況と、未締結の市町村教育委員会への対応状況についてです。

市町村立小学校において三六協定を締結しているのは、二十八市町村となっております。

市町村立小・中学校における三六協定の締結については、市町村教育委員会の管理の下で各学校が対応すべきものでありますが、各市町村教育委員会に対し、県立学校における三六協定の締結の手続について情報提供し、所管の小・中学校において適切に締結されるようお願いしているところです。

次に、全国における夜間中学の設置状況についてお答えします。

文部科学省の公表資料によると、令和六年十月時点で十九都府県と十三指定都市に合わせて五十三校が設置されており、東北では令和五年四月に宮城県で、令和六年四月に福島県で開校しています。

また、令和七年度以降は十一県で開校を予定しているほか、本県を含む三県で設置に向けた検討が進められています。

次に、本県における夜間中学の必要性についてお答えします。

県教育委員会では、令和五年度に県民を対象に夜間中学に関するアンケート調査を行ったところ、夜間中学で学んでみたいと答えた方は二百二十六人、夜間中学を知らせたい人が身近にいる、知らせたいと思うつく人がいると答えた方が百五十五人おり、一定のニーズがあるものと捉えております。

次に、夜間中学の必要性を広く県民に周知するための取組についてお答えします。

県教育委員会では、令和五年度のアンケート調査の実施に当たり、夜

間中学について広く周知するため、国際交流団体や社会福祉協議会などの関係団体をはじめ、高等学校や大学などの教育機関、公民館や図書館などの公共施設、さらに、道の駅やコンビニエンスストアなど、県内一円にわたり、アンケートつきのチラシやポスターを配布しました。

また、今年度設置した青森県公立夜間中学設置検討委員会において、委員からは、夜間中学に対する県民の理解が足りていない、夜間中学がどのようなところであるかを周知するためにも、まず一校目をつくることが大事であるといった意見が出されています。

県教育委員会としては、検討委員会において取りまとめられる本県における公立夜間中学設置の基本的な考え方をホームページで公表するとともに、市町村教育委員会や関係機関に周知するなど、様々な機会を捉え、夜間中学についての理解が深まるよう取り組んでいきます。次に、国スポ・障スポに向けた競技力向上のためには心理面の強化が必要と考えるがについてお答えします。

県教育委員会では、本県代表として活躍が期待される強化指定選手や強化拠点校の選手等の心理的サポートを行うスポーツメンタルトレーナーの派遣経費や大会等への帯同経費、メンタルトレーニング講習会等の開催経費を補助し、心理面の強化を支援しております。

このほか、県スポーツ科学センターでは、強化拠点校等に対し、個人やチームに対する心理面の課題解決に向けて、通年でサポートしております。

○副議長（寺田達也） 警察本部長。

○警察本部長（小野寺健一） 弘前警察署庁舎建築事業に関する御質問のうち、現在の進捗状況と今後のスケジュールについてお答えいたします。

令和六年度の進捗状況につきましては、建設に必要な各種調査等を実施し、完了しています。また、新築設計業務委託を令和六年度から令和七年度までの二か年で実施しているところです。

今後のスケジュールにつきまして、令和七年度は新築設計業務委託を継続実施するほか、建設用地の購入手続及び整地等を行う予定としております。

新築工事は、令和八年度から十年度の三か年、旧庁舎の解体等は令和十一年度に行う見込みです。

新庁舎の供用開始につきましては、令和十年度末頃を目指しております。

次に、弘前警察署を新築整備した場合に予想される施設面での効果についてお答えいたします。

弘前警察署新築整備により、庁舎のセキュリティが強化されるほか、災害に強い庁舎を構築することにより、災害等の有事の際でも市民の安全・安心を守るための警察活動の継続が可能となり、ひいては治安維持の強化が期待できます。

次に、弘前警察署の新築整備について、来庁者の利便性向上に向けた施設面での取組についてお答えいたします。

新しい弘前警察署につきましては、エレベーターや冷暖房の完備、授乳室、オストメイト対応バリアフリートイレや点字ブロックの整備などを予定しています。

また、敷地面積が拡張されるため、駐車区画一台当たりの面積が大きくなり、駐車しやすくなるほか、青森県おもいやり駐車場制度の推進を図るため、車椅子用駐車区画及び優先駐車区画の整備を予定するなど、これまでよりも利便性の向上が期待できます。

○副議長（寺田達也） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 明快なる答弁をいただき、また、その答弁を作成した職員の皆様方に感謝申し上げます。

それでは、たくさん質問したわけではありませんけれども、再質問させていただきます。先に要望を述べてから質問に入らせていただきます。

先ほどの答弁でありましたけれども、労働基準法第三十六条に基づく

労使間の協定についてですが、二十八教育委員会で締結しているということは、あと十二市町村立教育委員会が未締結という状況だと考えます。一般に公表して締結を促すようなこととしておかなければならないのではないかと思います。先ほど壇上でもお話ししましたけれども、この協定というのは非常に大切なものでございますので、そういった意味において、速やかに協定を結ぶようお願い申し上げます。

夜間中学について要望します。

民間主導の夜間中学は今現在運営されております。公立で設置するのであれば、広域な場所から多くの出席者が参加されますので、参加しやすい場所、かつ県立で運営すべきと思っておりますので、要望いたします。

続きまして、特許庁事業「知財経営支援モデル地域創出事業」についてです。

私は、先ほど答弁にもありましたけれども、先日、知財経営支援モデル地域創出事業の成果発表会を見学いたしました。参加された企業は、それぞれ悩みながら苦労して新商品の開発を行ってきたことの発表がありました。どの発表者からも、苦しみながらも新商品ができた喜びでいっぱいでした。引き続き、本事業の推進を強く要望いたします。

次に、リンゴの生産振興についてです。

リンゴの相場に影響を与える予想収穫量の正確性を保つため、次のことを要望いたします。

一つ、リンゴのサンプル数の増加、二つ、リンゴ園のサンプル場所の増加、三つ、八月から十一月までのサンプル時期の増加。ここ数年は台風などの被害が発生しておりませんが、自然が相手なので何が起こるかわかりません。リンゴの種類によつては収穫時期が変わります。最大収穫量があるふじの収穫まで少なくとも一か月単位でデータを補修し、より正確な情報をタイムリーに発信することを要望いたします。

それでは、再質問いたします。

初めに、子ども食堂についてです。

令和七年度の予算に新規立ち上げについての助成金がありますが、先ほど壇上で述べましたが、現在活動している子ども食堂は、運営する資金に大変苦勞しています。ぜひ日々の運営活動費に対しても助成を行うことができないか伺います。

○副議長（寺田達也） 子ども家庭部長。

○子ども家庭部長（若松伸一） 子ども家庭庁のこどもの居場所づくりに関する指針において、子どもの居場所づくりの重要な担い手は、社会福祉法人やNPO法人などの民間団体、機関であり、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実施するとされております。

子ども食堂を含む子どもの居場所は、基本的には運営する個人、団体が地域住民、企業、市町村等と連携して自主的に運営していただくものと考えております。

なお、青森県社会福祉協議会では、企業から食材などの提供を受け、配布するフードバンク事業など、運営に関する様々な支援を行っており、県では、青森県社会福祉協議会と連携し、子ども食堂の増加等に向けて、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（寺田達也） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 次に、公立小学校教員の確保に向けた取組についてです。

採用試験における応募者数を確保するための取組も大切ですが、定年退職を待たずに早期に退職する職員を少なくする取組も重要です。定年延長の影響が含まれない令和三年度末と令和四年度末に普通退職した小学校の教員の人数について伺います。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 普通退職した小学校教諭について、令和四年度末では十九名、令和三年度末では八名となっております。

○副議長（寺田達也） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） そんな多くもないし、少なくともないという形で貴重な人材が普通退職で辞めていくということでございますので、やっぱり今頑張っている教員の退職者を減少させるためには、先ほどお話ししたスクールサポートスタッフ等の充実と、それから、教職員の働き方改革をもっと前進しなければ手遅れになる可能性があると思いますので、そのことも要望しておきたいと思っております。

続きまして、自殺対策についてです。

先ほど令和五年の二十歳未満の自殺者が二名という答弁がありましたが、令和六年の二十歳未満の自殺者の状況について伺います。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 本年一月に発表された警察庁の自殺統計によると、令和六年の二十歳未満の死者数は、暫定値で六名となっております。

○副議長（寺田達也） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） 六名ということ、令和五年は二名ということですので、四名増加しているという形になっている状況です。

県では、こども・若者自殺危機対応チームという形で先ほど答弁にもありましたけれども、そういう組織を令和六年につくったと思いますけれども、その目的について伺います。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） こども・若者自殺危機対応チームについては、子供、若者が自殺に至る背景や要因は多岐にわたっている状況を踏まえ、自殺未遂歴がある等の困難事例に対応し、子供、若者の自殺防止を図ることを目的に、昨年八月に設置したところでございます。

○副議長（寺田達也） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） それでは、そのチームのこれまでの支援申込みと主な内容について伺います。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 本年二月末現在で申込件数は五件となっております。

主な相談内容につきましては、本人や家族等への関わり方や、関係機関による連携体制方法に係るものとなっております。

○副議長（寺田達也） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） そうすれば、その取組について、期待される効果について伺います。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 子供の自殺防止や学校現場の負担軽減のほか、子供の自殺危機対応のノウハウの蓄積や事例への具体的な対応を通じた地域の自殺対策力の向上が期待されます。

○副議長（寺田達也） 鶴賀谷議員。

○二十三番（鶴賀谷 貴） そのほかにも青森県自殺対策連絡協議会等も組織されていて、様々な活動をしているが自殺を未然に防ぐ対策をしているのは十分理解しているつもりですが、先ほど答弁にもありましたけれども、自殺者はゼロではございません。

私は、自殺した子供たちには責任はないと思います。責任があるのは私たち大人だと思います。子供たちには社会を変える力はありません。このような社会をつくった私たち大人にこそ全ての責任があると私は考えております。そういった意味において、子供、若者の自殺者をなくするため、ゼロにするための引き続きの対策、取組、そういったことを強く要望して、私の一般質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 五分間休憩いたします。

午後二時二十分休憩

午後二時二十七分開

○副議長（寺田達也） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

七番大澤祥宏議員の登壇を許可いたします。——大澤議員。

○七番（大澤祥宏） オール青森の大澤です。それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

最初の質問は、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けた中小企業対策について伺いいたします。

本県では、中小企業等が県内経済の基盤となっており、多くの雇用を創出しております。しかしながら、近年は同業他社との価格競争激化に加え、原価高騰や人件費の増加、人手不足などの影響もあり、採算性は低調を余儀なくされております。

県内の中小企業においても、取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しており、事業継続や雇用の維持に懸命に取り組んでいる事業者の経営努力の限界を超える状況にあります。現実には、最近は新聞報道等を見ても、企業倒産関係の記事を目にしないような状況が続いており、その背景にあるのが労務費を含む適正な価格転嫁を図れていない実態があるからだと思っております。

そこで、一点目として、県内企業の倒産の状況と県内中小企業の経営環境について、県の認識をお伺いいたします。

三月に入り、いよいよ春季生活闘争の交渉が山場を迎えようとしております。春季生活闘争の目的は、労働者の生活水準を引き上げるため、賃金や労働条件を改善することであり、特に近年は物価上昇が進み、賃金を維持向上させることは、労働者の生活の質の向上に直結いたします。

また、近年では、物価上昇に対応したベースアップや非正規労働者の待遇の改善など、主に物価の上昇を背景として実質賃金を改善する動きが広がっております。長い間低水準で推移してきた賃上げ率は、二〇二三年はコロナ禍からの経済回復などで三・六％、二〇二四年は物価高の影響もあり、二十三年ぶりに五％を超えている状況です。財務基盤が弱い中小企業の中にはなかなか成果を得られていないケースもあり、今後

はさらに非正規労働者の賃上げをはじめ、価格は正を目的とした交渉が活発になることを期待するところであります。

しかし、目標とする賃上げ実現のためには、原材料費や人件費の高騰分の価格転嫁を進めることが重要であり、特に中小企業を含めて賃上げが広がるためには、人や物への投資を通じて、どう生産性を上げるのかが必要であると考えます。

また、県内の流通部門関係者の方からは、原材料が上がり、商品の販売価格を上げると販売個数が減ってしまう、消費者の財布のひもが固く、買上げ件数が減っている、原価、人件費も上がり、他店との価格競争もあり大変との切実な声が聞こえております。よって、物が適正な価格で取引され、経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換を行うことが重要であり、コストカット競争によって競争力を維持してきた日本経済の悪い循環を、労務費を含む価格転嫁などを進め、その原資を賃上げ、そして個人消費の拡大へと促し、活力あるよい循環へと変えていかなきゃならないと考えるところです。

また、賃金が上がらない状況が続けば安定的な生活を送ることはできず、ますます若い方の県外への流出や人手不足が加速するものと危惧するところであり、県においても、県内中小企業の賃上げに向けた後押しする施策や収益力を向上させる早急な対策が必要であると考えます。そこで、二点目として、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けて、県内中小企業の収益力を向上させることが重要と考えるが、県の取組をお伺いいたします。

次に、企業誘致の推進について伺いいたします。

本県が長年抱える人口減少と労働人口の減少を解消するためには企業誘致の推進は必要不可欠であり、また、本県における雇用の維持、拡大に向けて、即効性のある重要な取組であると考えます。人口や経済の首都圏一極集中、そして、それに伴う地方の人口減少を是正する目的で、地方都市の活力向上や地域活性化を目指す取組、地域創生であります

が、企業誘致は地方創生の一つの軸として、全国各自自治体が注力する施策となっており、日本企業のみならず、海外企業の誘致も広がりを見せてきております。

台湾の大手半導体メーカーのTSMCの熊本県進出や、次世代半導体の国内量産を目指して、国内大手企業が共同出資して設立したラピダスの北海道での工場建設の動きなど、全国各地で半導体工場の新設ラッシュが起ころっております。熊本県では、地価が三割アップするなど十年間の経済波及効果は六兆円、ラピダスは、二〇二七年の稼働から十年間で北海道への経済波及効果を十八兆円以上と試算されており、そこで生まれる雇用を踏まえると、新たな企業誘致がもたらす効果は計り知れないものです。

そこで、本県においても、これまでも補助金制度や給付金制度、そして優遇制度などの支援制度を拡充し、多くの県外企業が進出してきておりますが、半導体やIT関連企業など、今後の成長が期待される産業や分野の育成支援に積極的な姿勢で企業誘致に取り組むべきと考えます。特に、IT・コンタクトセンター関連産業に対する女性の関心は高く、こうした動きは女性の志向に合う職場が少ないと指摘される本県にとって、女性の県外流出の一助になるものであり、それら企業ニーズを把握し、さらなる企業進出の後押しとなる支援制度の拡充や、新たな制度確立に向けて検討すべきと考えます。

そこで、一点目として、これまでの企業誘致の実績と、令和三年度から令和五年度までの主な業種別の立地件数について伺いいたします。また、二点目として、企業誘致の助成制度の概要と、令和三年度から令和五年度までの実績について伺いいたします。

三点目として、社会経済環境が変化する中、ニーズに応じた助成制度が必要だと考えるが、県の見解について伺いいたします。

次に、あおり若者定着奨学金返還支援制度について伺いいたします。

私立大学の授業料は、長年にわたり上昇し続けておりましたが、近年、国立大学でも値上げの動きが出てきており、そのしわ寄せが学生にも及び、奨学金を借りても足らずにバイトに明け暮れる学生は二人に一人と言われております。学ぶためには欠かせない奨学金ですが、返還する社会人になると経済的に重い負担となり、結婚、子育て期まで影響いたします。

そのような中、県が実施しているあおり若者定着奨学金返還支援制度は、若者の定着・還流の促進と産業人材の確保を目的に創設されたものと受け止めておりますが、大学生などが青森県で就職することで奨学金の返済を軽くできるため、若者が青森県での就職を選択する足がかりとなり、若者の定着がさらに進むことを期待するところであります。

しかし、本制度に登録した企業の中に学生が希望する業種がない場合、その学生は他県へ希望する仕事を見つけに行ってしまうおそれもあることから、県内定着に向けては、様々な業種の企業に本制度に登録していただくことが大切であると考えます。また、人手不足に苦労する県内企業の人材確保にもつながるため、登録企業を増やすためには、県内企業に対し、本制度の認知を広げる活動に加え、制度に登録するメリットを理解いただくことが必要だと考えます。

そこで、一点目として、令和六年度採用分の県内企業等の登録状況について伺いいたします。

また、二点目として、県内企業等の登録促進に向けて、県はどのように取り組んでいくのか伺いいたします。

次に、外国人労働者の雇用について伺いいたします。

昨年六月に技能実習に代わる外国人材受入れ新制度「育成就労」を創設する入管難民法や技能実習適正化法が改正され、公布後三年以内に施行されることとなります。今回の改正において、深刻な労働力不足を受けて人材確保を目的に明記されたほか、同じ業務分野で職場を変える転籍が一定条件で認められることとなりました。

しかし、民間の調査では、地方の外国人材や留学生のうち、就職・転職時に現在住んでいる地域に残りたいと望んでいるのは半数未満となり、賃金水準が高く、求人も多い大都市に外国人材が引き寄せられる構図が浮き彫りになっております。

また、出入国在留管理庁の調査では、技能実習中に失踪した外国人が二〇二三年は九千七百五十三人で過去最多となっております。失踪の原因としては、劣悪な職場環境なども挙げられる中、外国人の安定的な確保に対する施策とともに、外国人が地域社会からの孤立を感じず、安心して働き暮らせる環境整備が急がれるところであります。それを防ぐには、ただの働き手としてだけではなく、一人の人間として地域社会で外国人を受け入れていくことが重要であります。

特に、少子高齢化により労働力が不足してきている本県にとつては、外国人労働者の雇用は必要であり、特に人手不足が深刻化している建設業、農林漁業、食品加工業、介護等の現場においての外国人労働者の需要は今後もますます増加していくものだと感じるところであります。そのためには、日本語教育のほか、日本の文化やルールを教える場など、外国人労働者をサポートしていく体制も必要であると考えます。

そこで、一点目として、本県における外国人労働者数について、産業別及び国籍別の状況をお伺いいたします。

また、二点目として、外国人労働者の雇用をサポートしていくためには、市町村と連携して取り組むことが重要と考えるが、県の考えをお伺いいたします。

次に、道路除排雪体制の維持についてお伺いいたします。

本定例会において、今冬の豪雪に関わる質問が多く出されましたが、「ここに住んでいく自信がなくなった 豪雪の青森市」と、ネットニュースの見出しになるほど豪雪により災害救助法が適用された地域の方々にとっては、日常生活や交通に支障が出るなど大変なものであります。まだまだ豪雪による被害状況の全貌が見えない中でありますが、

把握でき次第、今回の知見を今後の対策に早急につなげるよう強く求めさせていただきます。

特に、道路除排雪は多くの県民に支障を来すこととなりました。この課題を解消するためには除雪オペレーターは欠かすことはできないことから、高齢化、成り手不足が加速している状況を踏まえ、除雪オペレーター育成に向けた環境整備として、大型特殊免許取得の費用負担を行うなどの対策や、若者の建設業への入職が必要であると感じます。また、持続的な除雪体制を確保、維持するためには、建設業界との連携も不可欠であり、少雪時においても従業員や除雪機械を確保するための支援も必要と考えます。

そこで、一点目として、除雪オペレーター等の担い手不足に対する県の取組についてお伺いいたします。

また、二点目として、県管理道路における道路除排雪経費の算出方法についてお伺いいたします。

三点目として、今冬の豪雪を踏まえて行った市町村除排雪支援に係る経費負担の考え方についてお伺いいたします。

次に、青森空港有料駐車場の利便性向上に向けた取組についてお伺いいたします。

青森空港は欠航が少なく、安全に目的地に行けることから、冬期間においても、その利便性の高さから、多くの方が県外への出張や観光で利用されております。

その中において、昨年の年末から年始の帰省ラッシュ中に、立体駐車場だけではなく、屋外駐車場も利用できない方も出るなど、一部の方に御不便をおかけすることとなりました。当初、青森―台北線定期便の運航が再開し、駐車場を長期間利用する方が増えたことや、今冬の大雪で屋外駐車スペースが減少したものと受け止めておりましたが、二月に入り、立体駐車場の漏水により五十台分が使用できなかったことも影響していることが地元紙の報道で分かりました。

この漏水は、昨年十一月から約一か月かけて二百八十七台を閉鎖し、一度補修したものの、今年一月十五日以降、補修した箇所に加え、違う箇所でも漏水、劣化が見つかり、順次閉鎖しているとのことでありましたが、今後もこのような状況が続けば、青森空港の年間利用者数百三十万人以上を目指している県にとって、少なからず影響が出る問題であると強く感じます。そのためにも、冬期間における駐車場の確保と立体駐車場における漏水対策については、利用者に寄り添った対応が求められます。

また、青森空港は冬に強いというイメージ、特に欠航率の低さを支えている除雪隊ホワイトインパルスは、日本だけではなく、海外からも注目されていることから、駐車場の利便性向上に向けた取組についてもしっかりと対応していただきたいと思っています。

今回の補正予算で約二百台分の駐車スペースを確保することが昨日の地方紙で明らかになりました。この県の早急な対応については感謝するところですが、昨年、屋外駐車場を三百台分拡張したにもかかわらず、今冬の大雪では対応し切れなかったことを踏まえると、根本的な課題解消につながったわけではないと感じるところです。屋外駐車場は雪捨場の確保も必要となることから、使用できる台数は冬期間減少するものと思われるとともに、漏水や劣化現象が生じている立体駐車場の修繕が完了できない限り、今冬と同様な駐車場が満車となるなどの混雑を解消するのは避けられず、冬期間でも雪に影響を受けない立体駐車場の増設が必要であると強く感じるところです。

そこで、一点目として、今年度の年末年始の利用率について伺いたいします。

また、二点目として、漏水による立体駐車場の閉鎖状況と今後の対策について伺いたいします。

三点目として、有料駐車場の混雑に対応するため、立体駐車場の増設等の対策が必要と考えるが、県の考えをお伺いいたします。

次は、孤独・孤立対策について伺いいたします。

孤独、孤立の問題は、これまで高齢者の課題として見聞きすることが多かったわけですが、国の調査によれば、孤独を感じる人がいると回答した人の割合は、二十代から五十代の現役世代で高く、孤独、孤立は人生のあらゆる場面で誰もが抱え得る問題とされており、また、今現在、社会とのつながりがある人にとっても、孤独、孤立に陥るリスクを自分事として考えてもらう必要があり、じつくりと取り組むべき課題であると認識しております。

県では、これまでもケアラー、ひきこもりなど、孤独、孤立の状態にある方への支援を広げてきたことは承知しておりますが、悩みを抱えたまま誰にも相談できない人はまだまだおります。そのような声を上げられない人にとって、より身近な地域で日頃からつながりを持つことが大切であり、そのためには市町村が果たす役割も大きいと考えます。

新法では、市町村に対しても官民連携のネットワークや当事者への支援を協議する場として地域協議会の設置を求めています。県内市町村では具体的取組に着手できていないところも多いと聞いており、県全体で孤独・孤立対策を進めていくには、県のリーダーシップ、そして市町村へのバックアップが必要と考えます。

また、本県においては、今年二月に孤独・孤立対策推進プラットフォームが設立されました。大切なのは、孤独、孤立を感じている方にとって声を上げやすく、かけやすい環境をどのようにつくるかであり、県は、さらにそのような環境整備を着実に進め、誰一人取り残さない社会の実現を目指して取り組んでいくことが重要であると考えています。

そこで、一点目として、令和六年四月一日施行の孤独・孤立対策推進法では、地域の実情に応じた施策の実施が地方公共団体の責務とされているが、これまでの県の取組について伺いいたします。

また、二点目として、地域のつながりの希薄化や単身世帯の増加により、孤独・孤立問題の深刻化が見込まれる中、県は今後どのような対策

を推進していくのかお伺いいたします。

次に、発達障がいのある子供とその家族への支援についてお伺いいたします。

近年、発達障がいなど特別な配慮が必要な子供に対する認知が広がったことや、一歳半健診や三歳児健診など、乳幼児健康診査での早期発見につながっていることなどにより、特別な配慮が必要な子供たちも増えております。発達障がいなどが心配される子供に対しては、早い段階から障がいの早期発見、個々の特性に合わせた適切な支援の必要性は極めて高く、また、発達障がいがある子供の家族は、時に子供以上に不安や悩みを持ち、それを一人で抱え込んでしまうと心身症を患ってしまう可能性があります。ことから、寄り添ったサポート支援が必要とされております。

また、発達障がい支援は、早期に療育につなげることで二次障がいを防ぐということが重要であることから、子供の成長発達を保障する立場で、保護者、保育、教育、療育、医療、それぞれの課題が共有され、切れ目のない支援体制の構築が必要であり、特に幼少時期からの適切な養育、子育てアドバイスは重要であります。

学齢期以上になると対人関係が複雑化してくるため、コミュニケーションにすれ違いが生じたり、社会的なマナーを理解することができないためにトラブルに発展することもあり、職場でのトラブルやストレスから、鬱病や適応障がい、ひきこもりなどの二次障がいを発症し、生きづらさを感じている大人も増えていることから、青年期での支援も重要であると考えます。

そこで、一点目として、発達障がいのある児童生徒への支援を充実させるための県教育委員会の取組についてお伺いいたします。

また、二点目として、発達障がいやその疑いのある子供の家族に対し、県はどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

三点目として、青年期の発達障がいのある方への支援も重要と考える

が、青年期の発達障がいのある方を対象にした支援の内容についてお伺いいたします。

最後の質問は、児童虐待に向けた県の取組についてお伺いいたします。

二〇二〇年四月一日から、児童福祉法等の改正法において、子供への体罰は許されないものであることが法定化されたものの、その後も残念ながら、全国において子供を守るべき立場である親、保護者から虐待を受ける子供の事件、事故は後を絶たない状況にあります。しつこく称した暴力なども含め、体罰が繰り返されると、子供の身体や心の成長や発達に様々な悪影響が生じる可能性があると言われており、児童虐待は社会全体で関わり、解決していく問題であると強く認識するところで

す。

こども家庭庁の発表によると、令和四年度中に全国二百三十二か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は二十一万四千八百四十三件であり、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等が最も多く、次いで近隣、知人、家族、親戚、学校からが多いとことであります。

本県においても、昨年一月には、母親の交際相手から冷水をかけられて放置された女の子が死亡する事件が起こり、また、今年一月には、男子児童の両手足をロープで縛った疑いで母親と同居する男が逮捕されるなど、幼い子供が犠牲になる事件が後を絶たず、さらなる児童虐待防止に向けた県の取組が必要であると強く感じております。

そこで、一点目として、県内の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数の推移についてお伺いいたします。

また、二点目として、児童虐待の防止に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、今年県内で発生した事件は、男子児童が近所に助けを求めて発覚したものであります。いざというときに子供自身が虐待から身を守

り、行動することも重要であると考えます。しかし、インターネットやテレビで児童相談所虐待対応ダイヤル「一八九」を啓発しても、児童虐待が起きている家庭内では情報を遮断されてしまう可能性があることから、子供が必ず親と離れる学校にいる時間に「一八九」を伝える取組が重要であると考えます。

ある企業では、「一八九のうた」を制作し、全国の学校で昼休みに歌を流す取組を行っており、実際、その歌を聞いてみましたが、一度聞くに耳に残るものであり、県内においても普及していくことを期待するところです。

そこで、児童相談所虐待対応ダイヤル「一八九」の周知を進めるべきと考えるが、県の見解をお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。

○副議長（寺田達也） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 大澤祥宏議員にお答えいたします。

私からは、まず、県内中小企業の経営環境への認識及び倒産の状況についてお答えいたします。

民間の信用情報調査機関によると、負債額一千万円以上の県内企業の倒産件数は、令和四年度は四十三件、令和五年度は五十九件、令和六年度は、令和七年一月末現在で六十九件であり、全国の倒産動向と同様に増加傾向にあります。

また、社会経済活動の正常化が進む中、県内中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ禍の資金繰り支援として実施したゼロゼロ融資の返済が本格化していること、原材料費や人件費等のコスト上昇分に対して価格転嫁が十分に進んでいないこと、幅広い業種で人手不足による影響が深刻化していることなど、厳しい状況が続いているものと認識しております。

続きまして、県内中小企業の収益力向上に向けた取組についてお答えいたします。

本県の経済と雇用を支える県内中小企業の賃上げの流れを持続的なものとするため、県では、昨年九月に設置した価格転嫁促進連絡会議の申合せ事項を踏まえ、参画機関が価格交渉に関する知識を習得するためのセミナーを開催するなど、価格転嫁促進に向けた取組を進めてまいりました。

また、令和七年度当初予算案においては、原価計算など伴走支援を行うアドバイザーを配置して訪問型の相談対応を実施するなど、適切な価格転嫁に向けた取組を加速させていくこととしています。

さらに、新商品開発等による販売力強化や高効率な設備導入等による経営コスト削減を支援することで企業の稼ぐ力を強化し、物価上昇を上回る賃上げの実現に向けた県内中小企業の収益力向上に取り組んでまいります。

続きまして、児童相談所が対応した児童虐待相談の対応件数の推移についてお答えいたします。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和三年度が千六百九十三件、令和四年度が二千三十九件、令和五年度が二千四百四十四件となっており、全国と同様に増加傾向にあります。

次に、児童虐待の防止に向けた県の取組についてお答えいたします。児童虐待の発生を未然に防止するためには、子育てや親子関係の悩みを相談できる環境を整えるとともに、虐待が疑われる児童が早期に発見され、市町村や児童相談所等の支援につながる事が重要です。

このため、県では、あおもりけん親子のための相談LINEを開設し、保護者からの相談に対応しているほか、児童相談所虐待対応ダイヤル「一八九」により、虐待が疑われるような事案に気づいた県民が、最寄りの児童相談所等に速やかに通告、相談ができるよう、体制を整備しております。

次に、児童相談所虐待対応ダイヤルの周知への見解についてお答えいたします。

県では、昨年十一月の児童虐待防止推進月間に合わせて、児童相談所虐待対応ダイヤル「一八九」のリーフレットを児童福祉施設や学校、関係団体等に配布しているほか、子供虐待防止ホットラインカードを作成して、県内の小学校一年生全員に配布しており、今後も引き続き、市町村と連携しながら、本ダイヤルの周知を進めてまいります。

私からは以上です。

○副議長（寺田達也） 総合政策部長。

○総合政策部長（奈良浩明） 外国人労働者の雇用に関する御質問二点にお答えします。

初めに、産業別及び国籍別の状況についてです。

青森労働局によりますと、本県における令和六年十月末時点の外国人労働者数は六千九百人となっており、前年から六百六人、一〇・九％の伸びとなっています。

これを産業別に見ますと、製造業が二千三百二十人で最も多く、次いで医療・福祉が七百二十五人、農業・林業が六百十三人、卸売業・小売業が五百七十一人、建設業が五百四十九人の順となっています。

また、国籍別に見ますと、ベトナムが二千五百三十人で最も多く、次いでインドネシアが九百二十五人、中国が五百六十三人、フィリピンが五百二十四人、ミャンマーが四百七十五人の順となっています。

次に、市町村と連携した取組に係る県の考えについてです。

外国人労働者の雇用に前向きな事業者をサポートし、事業者が求める人材の確保と定着につなげていくためには、外国人労働者の仕事や生活の場となる市町村と連携して取り組んでいくことが重要と考えています。

このため、令和七年度の取組に当たりましては、外国人労働者の雇用に関する国や県の動きについて随時情報提供するとともに、各市町村の取組状況等についても情報共有していくこと、県が設置する予定の事業者を対象とした外国人労働者の受入れ相談窓口において、各市町村の協

力も得ながら、事業者からの相談内容に応じてスムーズに、かつ的確に対応していくこと、市町村を対象とした外国人受入環境整備補助金を創設し、各市町村のニーズに対応した取組を後押ししていくことなど、市町村と十分に連携を図りながら、効果的に取組を進めていきたいと考えています。

○副議長（寺田達也） こども家庭部長。

○こども家庭部長（若松伸一） あおもり若者定着奨学金返還支援制度について二点お答えいたします。

まず、令和六年度採用分の県内企業等の登録状況についてです。

同制度の趣旨に賛同し、若者の奨学金の返還を支援するあおもり若者定着サポート企業について、令和六年度採用分の登録数は百六十一社で、本制度の運用を開始した令和五年度採用分と比べると五十二社の増となっております。

業種別では、建設業が五十四社と最も多く、次いで医療・福祉が二十八社、卸売業・小売業が二十七社となっております。

次に、県内企業等の登録促進に向けた取組についてです。

県内企業等の登録を促進するためには、本制度を幅広く周知することが重要であることから、県や市町村の広報誌をはじめ、業界団体が発行する会報誌、新聞、ラジオ、SNSなど、様々な媒体や手法を用いて本制度の周知に取り組んでいきます。

また、個別の企業訪問をはじめ、業界団体の総会や合同企業説明会など、様々な機会を利用し、採用活動における他社との差別化や採用した若者の早期離職の防止といった本制度のメリットを説明して登録を呼びかけるなど、引き続き登録の促進に取り組んでいきます。

○副議長（寺田達也） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問四点についてお答えいたします。

まず、令和六年四月一日施行の孤独・孤立対策推進法に係るこれまで

の県の取組についてお答えいたします。

県では、孤独・孤立対策推進法の施行に先立ち、令和四年度に対人援助に関わる方々を対象に、孤独・孤立について問題意識の共有を図るため、勉強会を開催したほか、相談体制や支援内容に係るアンケート調査を実施しました。また、支援機関がつながる場であるプラットフォームの設立準備会を開催し、その在り方について様々な分野の支援団体から意見を聴取いたしました。

その後、アンケートで多く寄せられた関係団体のネットワーク構築が必要との回答や、プラットフォーム設立準備会で得られた設置形態についての意見等を基に検討を重ね、県内の多様な団体が分野横断的な関係の構築により連携を促進する体制をプラットフォームと位置づけることとしました。

今年度は、これまでの取組を踏まえた上で、本年二月十九日に対人援助従事者や孤独・孤立問題に関心のある方等を募集してプラットフォームを立ち上げ、孤独・孤立の課題について情報共有や意見交換を行うとともに、業種や職種を超えた協力関係の構築を目的としたワークショップを実施したところです。

次に、孤独・孤立問題の深刻化が見込まれる中、県は今後どのような対策を推進していくのかについてお答えいたします。

孤独、孤立の問題の背景には、少子高齢化による社会構造の変化や、SNSの普及による対面でのコミュニケーションの減少など、地域コミュニティの縮小に伴う様々な課題があります。

このため、県では、これまで地域共生社会の推進に向けて進めてきた地域で支え合う体制の整備や、複合化、複雑化した支援のニーズへの包括的な対応について、孤独・孤立対策として新たに取り組むこととしていきます。

具体的には、市町村や生活支援コーディネーターへの支援、地域共生見守り隊員「見守りさん」の育成等を引き続き実施するとともに、プラ

ットフォームとしての多職種連携に資する交流会を継続的に実施し、分野横断的な協力関係を強固にすることで、孤独・孤立問題を抱える方々への支援のネットワーク拡大を図っていきます。

次に、発達障がいやその疑いのある子供の家族に対し、県はどのような支援を行っているのかについてお答えいたします。

県では、発達障がい児者支援の拠点として、発達障がい者支援センターを県内三か所に設置し、発達障がい児の保護者が子供の行動への適切な対応を学ぶためのトレーニングプログラムを実施するとともに、発達障がい児の保護者同士の情報交換の場を設けるなど、発達障がい児の保護者の悩み、不安に寄り添った支援を行っています。

最後に、青年期の発達障がいのある方を対象にした支援の内容についてお答えいたします。

県内三か所の発達障がい者支援センターでは、青年期の発達障がいのある方に対する相談支援を行っており、今年度四月から一月までの実相談支援件数百四十七件のうち、就労支援に関するものが六十六件で、全体の約四五%を占めています。

また、センターでは、高等学校等を卒業後、何らかの理由で社会参加が乏しくなった方などの居場所づくりとして、自由に活動できるフリースペースの開放やゲーム交流会等の集団活動等を行い、発達障がいのある青年期の方々が段階的に社会参加できるよう支援しています。

○副議長（寺田達也） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 企業誘致の推進についての御質問三点にお答えいたします。

まず、これまでの企業誘致の実績等についてです。

本県の企業誘致活動は昭和三十七年度から始まり、令和五年度までの企業誘致件数は、合計で六百五十五件となっています。

令和三年度から令和五年度まで三年間の企業誘致件数は四十三件で、立地企業を業種別に見ると、製造業は十八件、非製造業は二十五件とな

っています。

製造業の主なものは、食料品製造業が五件、金属製品製造業、電気機械器具製造業がそれぞれ三件となっています。また、非製造業の主なものは、コンタクトセンター関連業が十七件と最も多く、次いでソフトウェア業が七件となっています。

次に、企業誘致の助成制度の概要と実績についてです。

新たな企業の立地は、地域の雇用や経済に直接的な効果をもたらすほか、県内企業の取引拡大にもつながることから、誘致企業等向けの助成制度として、産業立地促進費補助金及びIT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金を設け、企業誘致を推進しています。

産業立地促進費補助金は、誘致企業等に対し、建物、機械設備等の新増設に要する経費について補助するもので、令和三年度から令和五年度までに交付決定した事業所数は十二件、交付実績は約五億三千二百四十五万五千円となっています。

また、IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金は、IT関連企業やコンタクトセンター関連企業等に対し、オフィス賃借料等を補助するもので、令和三年度から令和五年度に新規に補助事業を開始した事業所数は二十一件、交付実績は約一億三千百三十二万八千円となっています。

最後に、ニーズに応じた助成制度への県の見解についてです。

県外への若者の流出など人口減少が急激に進む本県では、若者を引きつける仕事づくりに向けた企業誘致を重点的かつ戦略的に推進する必要があると考えています。

そこで、産業立地促進費補助金については、工業団地に立地する場合の雇用要件を令和七年度から緩和し、企業投資と分譲の促進を図ることとしています。

また、IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金につきましては、IT関連産業を対象に、雇用奨励費の上限額を東北トップクラ

スに引き上げるとともに、コンタクトセンター関連産業を対象に、オフィス賃料への補助率を四分の一から二分の一に拡充することなどの見直しを行うこととしています。

県といたしましては、今後も、社会経済や事業環境の変化を的確に捉えて市町村や関係団体と連携し、戦略的に企業誘致を推進してまいります。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 御質問六点到順次お答えいたします。

まず、道路の除雪オペレーター等の担い手不足に対する県の取組についてでございます。

建設業従事者の担い手不足や高齢化が深刻化する中、道路除排雪業務においても、持続的な体制の確保や次世代への技術継承が大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、県では、これまでに複数業者が協力して除排雪を行う共同企業体方式の契約導入、国土交通省が運用する除雪機械操作訓練用シミュレーターの利用促進など、除雪オペレーターの負担軽減を図り、担い手不足に対応していくための取組を進めてまいりました。加えて、作業の効率化、省力化につながるデジタル技術の活用を進めており、除雪機械に搭載したGPS端末の位置情報を活用した作業日報等の自動集計化、高度な技術を要する山岳道路除雪等を支援するための三次元デジタル地図データを活用した除排雪機械の走行支援といった除排雪業務のDX化に取り組んでいるところでです。

次に、県管理道路における道路除排雪費の算出方法についてお答えします。

当該経費は、毎年更新される最新の労務単価、国の定める積算基準、過去の実績等を踏まえた推計稼働時間などに基づいて当初設計額を算出しており、年度末には実稼働時間に基づき精算変更を行っております。

また、少雪時において、人件費と除雪機械の維持費を一定程度補填する最低保証制度を令和二年度から運用するなど、安定的な除排雪体制を維持できるよう、道路除排雪経費の適切な算出に努めております。

次に、今冬の市町村除排雪支援に係る経費負担の考え方についてお答えいたします。

当該支援は、降雪の比較的小さい地域から多い地域の市町村への圏域を超えた除排雪機材等の応援について、県がそのマッチングを行ったものであり、先月末時点での実績は、津軽地域の六市町村に対し、運転手付ダンプロック延べ二百十一台となっております。

これらの取組に要した経費の内訳は、ダンプロックの地域間移動に係る経費、排雪作業に係るダンプロック運転経費、運転手の宿泊費等となっており、今回については、支援を受けた市町村は排雪作業に係るダンプロック運転経費を負担し、それ以外は県が負担する方向で現在調整を進めています。

次に、青森空港有料駐車場の年末年始の利用率についてお答えいたします。

今年度の年末年始はまとまった連休となり、長期間にわたり多くの方に駐車場を御利用いただいたことに加え、豪雪により駐車スペースが減少いたしました。

これにより、十二月二十八日から一月三日までの間、それぞれの日におけるピーク時の利用率は九六%を超え、特に十二月二十九日、三十日、一月二日、三日の一部時間帯では満車となるなど、混雑が発生しました。

次に、空港立体駐車場の閉鎖状況と今後の対策についてお答えします。

当該立体駐車場においては、天井からの漏水が見られたことから、昨年十一月から十二月にかけて修繕工事を実施し、年末までに閉鎖区画がおおむね解消されたものの、正月休み明けにおいて、再び天井からの漏水が発生し、今日六日時点で千七十六区画中、二百六十八区画を閉鎖し

ている状況です。

現在、当面の対策として、天井に張りつけてあるガラスウールの張り替え作業を進め、作業が完了した区画から順次開放しており、今月中頃までの完了を目指しております。

抜本的な対策につきましては、今後、立体駐車場の床板や天井部分等の詳細な調査を行った上で、必要な老朽化対策を検討してまいります。最後に、空港有料駐車場の混雑対策の必要性についての県の考えをお答えいたします。

県としては、青森空港の利用促進に向けて、立体駐車場及び平面駐車場の利用可能台数を確保し、利便性の向上と利用者の満足度確保を図ることが大変重要であると考えています。

平面駐車場に関しては、昨年八月に通路部分の一部撤去や区画の再配置により、二百八十三区画を増設いたしました。

また、立体駐車場に関しては、施設の老朽化が進んでいることも考慮しながら、今後、長寿命化対策や施設の増設も含めた様々な方法について検討を進めていきたいと考えています。

○副議長（寺田達也） 教育長。

○教育長（風張知子） 発達障がいのある児童生徒への支援を充実させるための取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、発達障がいを含む障がいのある児童生徒への支援において、各校で中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターに指名された教員に対して、専門性を高めるための連絡協議会の開催や各種研修を行っています。

また、特別支援学校等の教員を巡回相談員として任命し、学校の要請に基づき派遣することで、専門的な知見に基づく助言を行ったり、医療や福祉に関する外部専門家へつないだりするなど支援しています。

さらに、今年度はチームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業を実施し、実践強化校十八校において、地域の専門家を活用して発達障

がい等に関する勉強会やワークショップ型による事例検討を行うなど、各校の支援体制の強化に取り組んでおります。

○副議長（寺田達也） 大澤議員。

○七番（大澤祥宏） 再質問させていただきます。

まずは、青森空港有料駐車場の利便性向上に向けた取組についてであります。

十二月二十八日から一月三日までの駐車場の利用率は平均で九六％、そして、四日間の一部時間帯では満車であったというような御回答でありました。さらに、十一月に一度補修した天井からの漏水、また、一月明けてからまた二百六十八区画補修が必要になったという状況を踏まえると、今後ますます拡大していくんじゃないかと、根本的な修繕をやらない限り大変な状況になるんじゃないかなと思うところであります。

今回、駐車場を利用しようと思って現地に向いた方から、やはり満車で利用できなくて大変な思いをしたというような状況になりました、青森空港は特に近隣に有料駐車場がないということもあって、置けなければどうすればいいんだという声も数多く寄せられた状況にあります。よって、再質問させていただきますが、今後も漏水、雪等によって駐車場が使用できない状況が発生した際に、利用者に対する周知方法を県としてどのように対応していくものなのか伺いたします。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 現在、青森空港の県ホームページ及びエックスにおいて、駐車場の空き台数を三時間ごとにお知らせし、混雑時には一時間ごとの更新としております。

また、雪などにより激しい混雑が発生する等の緊急時には、引き続き報道機関と連携し、地域メディアを通じた広報活動を積極的に行います。

なお、漏水による立体駐車場の利用制限については、具体的な閉鎖区

画に関する情報を駐車料金割引所でのチラシ配布、県ホームページへの掲載などにより案内することを検討しております。

これらの取組によって、利用者の皆様に対して適時適切な情報を提供し、引き続き駐車場利用の利便性を確保してまいります。

○副議長（寺田達也） 大澤議員。

○七番（大澤祥宏） 使えない場合、ホームページ、エックス等、それぞれの媒体を使いながら周知されるということですが、年配者の方は、自分でエックスだったり、ホームページとかになかなかとり着けない方もいると思われまます。よって、やっぱり漏水対策がしっかり完了しない限り、利用される方は必ず見てくださいと事前にアナウンスしなければ、行ってみて、結果として使えないとなれば、またその利便性も悪くなると思うんです。よって、この周知方法を含めながら、やはり抜本的に漏水対策をしなければ何一つ変わらないものだと思いますので、しっかりと対応していただきたいということでもあります。

あともう一点、再質問させていただきます。

今冬における除排雪の状況は大変でありました。多くの県民生活にも支障を来した旨を先ほどもお伝えさせていただきましたが、特に生活道路は除排雪が追いつかない、青森市内も至るところでスタックする車があるなど、中には車で買物に出かけるのをためらう方もいたほどであります。

そのような中で、青森市のある区間、県道青森停車場線新町通りであります。消雪パイプを使って道路が見える状況にあります。しかし、海水を利用した消雪パイプであり、地元の方は車がさびるということを恐れながら、この道を極力通らないようにするのが実情としてあります。

そこで、県道青森停車場線新橋通りに消雪パイプを設置した経緯について伺いたします。

○副議長（寺田達也） 県土整備部長。

○県土整備部長（古市秀徳） 当該道路に面する新町商店街では、昭和四十年代頃、慢性的な交通渋滞が社会問題となり、その傾向は、除排雪により道路幅員が狭くなる冬期間において、より顕著な状況となっております。

こうした問題に対応するため、交通渋滞の解消と除排雪作業の効率化及び省力化等を目的として、消雪パイプ施設約八百八十メートルを県が整備し、昭和四十四年十二月から運用を開始しています。

なお、当該施設の取水源については、付近に取水できる河川等がないこと、地下水のくみ上げによる地盤沈下が社会問題となっていたこと等の理由から、青森港から海水を取水することとなったものです。

○副議長（寺田達也） 大澤議員。

○七番（大澤祥宏） 海水を利用した消雪パイプということがあります。昭和四十四年から対応されているということですが、市民の方、そして、この商店街の方を含めながら、やはり海水を使っているということもあつて車通りが少なくなってしまう、もつと活性化につなげていただきたいという声も上げられている状況にもあります。特に約一キロの区間ということもあつて、途中まで幹線道路には除排雪が入っていることを踏まえると、その区間も延長し、対応することも可能ではないかと考えるところであります。使用している海水の代替、そして除排雪する方向など、経費を見比べた検証も行つていただきたいと思つております。

最後に、中小企業に対する対策について要望させていただきます。やはり中小企業を守るためには、労務費を含む適正な価格転嫁が必要であると認識するところです。引き続き、県内中小企業における価格転嫁が進むように県として後押ししていただくよう強く求めさせていただきます。ながら、私からの質問を終えさせていただきます。

○副議長（寺田達也） 三十分間休憩いたします。
午後三時二十七分休憩

午後三時五十五分再開

○議長（丸井 裕） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

四十二番森内之保留議員の登壇を許可いたします。——森内議員。

○四十二番（森内之保留） 自由民主党の森内之保留です。第三百二十四回定例会において一般質問の機会をいただき、感謝を申し上げます。議長のお許しを得て、御礼を申し上げます。第五十七代青森県議会副議長を務めさせていただきました、父、森内勇が、昨年の定例会中の三月二十一日に他界いたしました。父の残した言葉どおり、密葬の後の葬儀の形を取らせていただきましたが、若い頃、採決の重責について、採決は絶対欠席するな、たとえ親が亡くなったとしてもだという先輩議員からの教えがあり、まさか自分がそのような立場になるとはそのときは思つてもみませんでした。教えどおり父の他界を黙して、採決の日、議会に出席いたしました。

時がたつのは早いもので、もう一年が来ようとしております。葬儀の際、宮下知事はじめ、議場におられます多くの議員に御参列、献花、また御厚志を賜りましたこと、改めて心より御礼申し上げますとともに、今後とも御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

さて、年度末の最終質問者となりますが、定位置の御配慮に感謝を申し上げます。今年度末で役職定年を迎えられます方々は、今後、体をメンテナンスされる方、自ら新天地での活動を求められる方、また、来年度も引き続き、長年培った経験を生かし、県職員として勤務される方など、それぞれの道に進まれることと思います。役職定年とされます方々とこの議場で議論できるのは本定例会が最後ということになります。

今、議場におられ、一つの節目を迎えられるのは、奈良総合政策部長、坂本環境エネルギー部長、三浦経済産業部長、美濃谷会計管理者、

荒関病院局長、田中議会事務局局長、石岡議会事務局次長でございます。また、節目を迎えられました全庁の職員の皆様には、これまでの御労苦と青森県発展への御尽力を賜りましたことに対して、心から敬意を表させていただきます。今後もこれまでの御経験を生かし、健康に御留意され、新たな立場や新たなステップにおいて、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上、申し述べ、質問に入ります。

初めに、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋の推進について伺いいたします。

先日、NHKの番組で、「なせば成る なさねば成らぬ 何事も 成らぬは人の なさぬなりけり」で有名な上杉鷹山公が紹介されておりました。鷹山公は、今から約二百五十年前、江戸時代中期の米沢藩の第九代藩主であり、人口減少が続いていた米沢藩の財政、経済を立て直し、人口を増加に転じさせた立て役者でもあります。鷹山公は、領民皆が富めば、おのずと人も増えようとの考えの下、新しい産業を興し、地域経済の振興に尽力いたしました。こうした考え方や政策は、人口の減少が続く本県においても学ぶべき点があるものと考えます。

今年度から若者に着目した県の基本計画がスタートしております。いかによい内容の計画であっても、実行されなければ意味はありません。そういった意味で、私は、何事も一年目が非常に重要であり、物事の基本中の基本だと考えております。また、基本計画の終期である五年後をしっかりと見据えたマネジメントも重要であります。

次の二点について伺いいたします。

一点目として、計画一年目の取組状況と、今後の計画推進に向けた考え方について伺いいたします。

二点目として、計画の推進に向けて、マネジメントサイクルをどのように展開していくのかお伺いいたします。

次に、こども・子育て「青森モデル」について伺いいたします。

知事は、昨年十月に、二〇四〇年を目標に、合計特殊出生率二以上を達成し、十五歳から四十九歳までの人口の純移動率を反転させることを目指すこども・子育て「青森モデル」を発表しました。合計特殊出生率は、未婚を含む十五歳から四十九歳までの女性人口における年齢別出生率を合計して算出することから、未婚女性の転出が多い地域では、出生数が少なくても高い数値となり、反対に、東京都のように未婚女性が多く、転入する地域では低い数値となります。そのため、目標とする合計特殊出生率が二以上を達成したとしても、出生数が減少することも考えられます。

次の二点について伺いいたします。

一点目として、合計特殊出生率の上昇よりも出生数の増加が重要と考えますが、合計特殊出生率を基本目標とした理由について伺いいたします。

また、本県の令和五年の合計特殊出生率は一・二三となっており、合計特殊出生率二以上を達成することは大変ハードルが高い目標ではないかと思っております。

二点目として、合計特殊出生率二以上の達成に向けて、県ではどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、再生可能エネルギーの導入と県内への効果波及について伺いいたします。

近年の再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、自然環境や景観への影響、安全面や防災面、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まっております。本県においても、八甲田周辺での大規模な風力発電事業が白紙撤回になるなど、全国で地域と再生可能エネルギーとの間であつれきが生じております。これらを踏まえ、今後は一定のルールの下、自然環境や地域との共生が図られるよう留意しながら、地域の発展や脱炭素に資する再生可能エネルギーの導入をさらに進めていくべきと考えます。

次の二点についてお伺いいたします。

一点目として、今後、青森県として再生可能エネルギーの導入を今まで以上に促進すべきと考えますが、県としての考え方についてお伺いいたします。

二点目として、再生可能エネルギーの導入に当たっては、単に立地を促進するだけでなく、県内企業の受注拡大や新たな雇用の創出を図るべきと考えますが、県としての考え方を伺いいたします。

次に、本県における今後の経済産業政策の展開についてお伺いいたします。

県は、倒産件数の増加を受け、今月三日に青森県事業継続支援特別相談窓口を設置し、常時事業者からの相談を受け付ける体制を強化いたしました。また、企業誘致件数や創業者数が堅調に推移しているなど、経済情勢の変化に対応しながら、着実に施策成果を積み上げているものと評価いたしますが、我が国の経済が大きな転換期を迎えている今、本県においても企業が様々なコストの上昇を乗り越えて持続的に賃上げを進め、地域経済が力強い好循環に転じるよう取り組む必要があると考えます。

また、県経済の持続的な発展には、経済規模の維持と労働力確保の両面において、人口減少への対策も重要となります。本県の人口減少の主な原因は、若者の流出とそれに伴う少子化であり、若者や女性のニーズに応える多様な仕事を県内に増やすことが本県の経済産業政策として重要であります。

次の二点についてお伺いいたします。

一点目として、物価、賃金、金利が共に上昇する局面にあつて、県は地域経済の好循環の実現に向けてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

二点目として、若者や女性が活躍し、働きやすい企業を増やしていくため、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、財務事務の適正執行の確保についてお伺いいたします。

県の施策を展開するための予算の財源には県民から納めていただいた税金が充てられており、予算の執行手続である財務事務においては、法令遵守を徹底し、厳正かつ適正に執行する必要があります。財務事務の執行が適正に行われていない場合には、県政に対する県民の信頼を大きく損ねることとなり、各種施策の展開にも支障を来しかねません。そうした意味で、財務事務の適正執行の確保は極めて重要であります。

財務事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認識しているところですが、令和五年度決算における審査意見書において、財務事務の執行等については、依然として事務処理の基本的事項に関する誤り等が見受けられたと監査委員から示されており、適正な財務事務の執行に向けた取組に関して、いまだに十分とは言えない面もあるのではないかと懸念されているところでございます。

次の二点についてお伺いいたします。

一点目として、本県における財務事務の適正執行について、会計管理者の認識をお伺いいたします。

二点目として、財務事務の適正執行の確保に向けて、具体的にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

最後に、県立中央病院と青森市民病院の統合新病院整備についてお伺いいたします。

統合新病院の整備については、先般、基本計画の案が示され、病院の様々な機能に関することや建物の配置計画案が公表されました。この配置計画案において、来院者用と職員用の立体駐車場のほか、平面駐車場を二か所整備するとしております。現在の県立中央病院の立体駐車場は一階から三階までが頻繁に満車となり、駐車待ちの車が敷地の外まで並びなど、利用者目線では駐車スペースが足りていないように感じます。統合新病院では、冬期間の雪の影響なども考慮した上で、患者さんの利便性に配慮した駐車場を確保することは重要と考えます。

お伺いいたします。

統合新病院の整備においては駐車場の確保が重要と考えますが、現病院の駐車場の現状を踏まえ、どのように整備していくのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（丸井 裕） 知事。

○知事（宮下宗一郎） 森内議員にお答えいたします。

私からは、まず、基本計画一年目の取組状況と、今後の計画推進に向けた考え方についてお答えいたします。

青森県基本計画の一年目である今年度は、あおり人材育成・県内定着促進協議会の設置、陸奥湾ホタテガイ総合戦略の策定、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度の創設など、様々な分野で新しい政策の芽を打ち出すことができたと考えております。

特に、昨年十月に取りまとめたこども・子育て「青森モデル」では、県民の皆様の声やアンケート等に基づく子育て世帯の御意見を集約し、一人一人の希望や不安に応える政策を具体化していくプロセスにより、本県の子供・子育て政策の大きな方向性を示すことができました。

私は、県民の皆様との対話を大切にし、その中から見いだした本質的な課題に向き合い、青森県が変わり始めていると内外から評価されるような新機軸の政策に取り組むことにより、青森新時代の挑戦を続けてまいります。

続きまして、こども・子育て「青森モデル」において、合計特殊出生率を基本目標とした理由についてお答えいたします。

国によると、合計特殊出生率は、その年次の十五歳から四十九歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子供の数に相当するとしており、人口動態の出生の傾向を見る際の主要な指標となっています。

一方で、出生数は数値として分かりやすい反面、若者の県外流出が続

いている本県では、女性人口自体が減少しているため、当面減少していくことが想定されるとともに、目標として掲げることは、女性に出産のプレッシャーを与えることが危惧されます。

そのため、こども・子育て「青森モデル」では、合計特殊出生率と、十五歳から四十九歳までの人口の純移動率を基本目標としております。次に、合計特殊出生率二以上の達成に向けた取組についてお答えいたします。

こども・子育て「青森モデル」では、合計特殊出生率二以上の達成という非常に高い目標を設定しております。

子供の数を増やし、人口を増加させ、青森県を維持していくためには、この高い目標に挑戦し続けなければいけません。

このため、県、市町村、企業、団体がそれぞれの主体的な立場で、かつ相互に連携しながら、本県に根強く残っている固定的性別役割分担意識、男性中心の雇用慣行、様々な固定観念などを打破し、多くの若者が本県で子供を産み育てたいと望み、その希望がかなえられる未来が実現するよう、社会全体で取り組む必要があると考えております。

続きまして、再生可能エネルギーの導入に伴う県内への効果波及の考え方についてお答えいたします。

再生可能エネルギーの導入に当たっては、自然環境や地域との共生を図りながら、地域の活性化と持続的発展につなげることが重要と考えております。

私は、洋上風力などのGX関連産業の誘致、集積と県内企業の参入に戦略的に取り組み、新たな仕事づくりを実現することで、地域への経済波及効果の獲得と若者の県内定着、還流に挑戦するGX青森を推進してまいります。

続きまして、若者や女性が活躍し、働きやすい企業を増やしていくための取組についてお答えいたします。

本県における若い世代の県外流出と少子化の流れに歯止めをかけ、地

域経済の持続的な発展につなげていくためには、魅力的で多様な仕事づくりや、安心して子供を産み育てられる職場環境づくりに社会全体で取り組み、県内に若者や女性に選ばれる企業を増やしていくことが重要と考えています。

このため、県では、ＩＴ関連産業の誘致に向けて、東北トップクラスの雇用奨励費を設定するなど取組を強化するほか、起業支援事業費補助金の対象に新たに若者・女性枠を設けることなどを通じて、創業、起業や事業承継を支援してまいります。

また、県内企業の経営者の意識改革や、休業しやすい体制構築に取り組むとともに、特別保証融資制度において、くるみ認定企業やあおもり若者定着サポート企業が行う取組への保証料補助を拡充し、県内中小企業の子育て環境の整備を強く促してまいります。

私からは以上です。

○議長（丸井 裕） 総合政策部長。

○総合政策部長（奈良浩明） 基本計画の推進に向けたマネジメントサイクルについてお答えいたします。

県では、基本計画の政策・施策体系に基づく取組の成果や課題について毎年度検証を行い、その結果や県総合計画審議会からの提言などを次の効果的、戦略的な企画立案につなげるマネジメントサイクルを展開しております。

今年度スタートした青森県基本計画「青森新時代」への架け橋では、こうした従来の取組に加え、急激に変化する社会経済環境に機敏に対応しながら、県民目線での確に政策を実行していくため、機動力を重視した意思決定手法であるOODAループの手法を新たに取り入れています。

具体的には、基本計画の七十五本の施策ごとに課題に対する取組状況や成果を見える化し、現在の立ち位置を全庁的に確認します。これにより、施策の進捗状況を随時更新しつつ、その時点で最も適切と思われる

取組の方向性を見定め、決断、実行し、さらには、検証結果を次の取組につなげていくサイクルを展開し、様々な状況変化にも対応しながら、めざす姿の実現に向けた新しい青森県づくりを着実に進めてまいります。

○議長（丸井 裕） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 再生可能エネルギーの導入に対する県としての考え方についてお答えいたします。

良好な風況など本県の豊富な再生可能エネルギー資源を最大限生かす一方で、地域と再生可能エネルギーとが持続可能な形で向き合い、共存共栄していくためのルールとして、県では、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例案を作成し、今定例会に議案として提出し、御審議いただいております。

今後、このルールの下で自然環境や景観、歴史、文化等を守り、地域との共生を図りながら、本県における再生可能エネルギーの適正かつ円滑な導入を促進し、地域の活性化と持続的発展につなげていきたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 地域経済の好循環の実現に向けた県の取組についてお答えいたします。

物価等の上昇が継続すると見込まれる中、持続的な賃上げと地域経済の好循環を実現していくためには、成長産業をターゲットとした企業誘致や県内企業の経営力強化を進め、本県産業の収益力を高めていくことが重要であると考えています。

このため、令和七年度当初予算案においては、半導体等のGX関連産業をはじめとする成長分野の企業誘致活動を強化し、世界の潮流を取り込み、質の高い雇用を生み出す企業の集積を図るとともに、県内企業の適切な価格転嫁や、販売力、収益力の強化、経営コストの削減などの取組を支援することとしています。

県は、これらの取組を通じて、賃金、金利、物価の上昇や人手不足の影響を打破する産業基盤を培い、県民の所得向上と地域経済の好循環につなげていきます。

○議長（丸井 裕） 会計管理者。

○会計管理者（美濃谷邦康） 財務事務の適正執行についての二点の御質問にお答えいたします。

まずは、適正執行についての認識についてであります。

財務事務の適正執行の確保については、平成二十一年二月に策定された予算執行の適正化に係る改善措置に基づき、全庁を挙げて取り組んできたところであります。その結果、財務事務に関する誤りの件数は減少し、近年は比較的小ない水準で推移しており、これまでの取組は着実に成果を上げているものと考えております。

しかしながら、先ほど議員からも御紹介がありました、令和五年度決算審査意見書において、依然として事務処理の基本的事項に関する誤り等が見受けられるとの指摘を受けたところであり、重く受け止めなければならぬと認識しているところです。

また、先ほど申し上げました改善措置の策定から相当の年月が経過しております。組織体制の変化や職員の世代交代も進みつつあり、適正な経理処理の重要性の認識や当時の教訓が十分に継承されず、風化することになったことが危惧されるところであります。このため、いま一度、不適正な経理処理を招いた背景、原因について再認識し、より一層適正かつ正確な財務事務の執行に向けて、組織的に取り組む必要があると考えております。

もう一点は、具体的にどのような取組をしているかという点でございます。

財務事務の適正執行の確保に向けた取組を実効性のあるものとするため、研修の充実、所属における取組への支援、財務事務検査の強化などに取り組んでいるところです。

具体的には、研修の充実として、財務に関する知識の向上を図るため、職員の経験等に応じて様々な研修を実施しているほか、今年度からオンライン研修も取り入れるなど、受講機会の確保にも配慮しております。また、所属における取組への支援といたしましては、最近では、組織改正に円滑に対応するため、財務事務処理マニュアル等の資料を提供しているほか、毎月財務事務に関するタイムリーな情報を発信し、適切な事務処理について注意喚起するなど、内部統制の取組の推進にも資するよう、所属の主體的な取組を支援しています。もう一つ、財務事務検査の強化としては、全所属を対象とする財務事務検査に加え、これを補完するための巡回指導も実施し、きめ細やかな指導等を行っております。

今後、これらの取組について着実に進めるとともに、随時見直ししながら、より一層の財務事務の適正執行の確保に向けて取り組んでまいります。

○議長（丸井 裕） 病院局長。

○病院局長（荒関浩巳） 統合新病院の駐車場整備についてお答えいたします。

駐車場入庫時の渋滞や雪による影響などの課題を解消し、利便性を高めるため、統合新病院では、来院者用及び職員用の駐車場について、自走式の立体駐車場を整備し、渡り廊下でつなぐことを基本としております。また、ピーク時の入出庫における車両の渋滞が一般道路に及ばないよう、敷地内に一定の車両専用道路や平面駐車場を設けたいとも考えています。

なお、駐車場の収容台数については、現在の両病院合計に比べまして約三百六十台増の千九百五十台程度としたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 森内議員。

○四十二番（森内之保留） 再質問させていただきます。

最初に、基本計画の推進についてでございます。

まず、知事の御配慮に感謝を申し上げます。

先ほど奈良総合政策部長からマネジメントサイクルについて御答弁いただきました。奈良総合政策部長は、今年度は総合政策部長、昨年度は企画政策部長ということで、今の基本計画の策定段階から携わっており、思い入れも多くあるのではないかと思っております。

基本計画の推進につきまして、計画の策定から携わってきた奈良総合政策部長の思いをお伺いしたいと思います。

○議長（丸井 裕） 総合政策部長。

○総合政策部長（奈良浩明） 令和五年六月の宮下知事就任直後から、知事と共に新たな基本計画の検討に取りかかりました。県民意識調査の結果や青森県総合計画審議会での議論等を踏まえ、青森県の現状や立ち向かうべき課題を整理するとともに、知事の公約を各政策、施策に反映させた素案を作成し、県議会での御議論やパブリックコメントを経て、同年十二月に御議決をいただいたところです。

特に二〇四〇年のめざす姿、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」については、本県の未来を担う若者はもとより、あらゆる世代が将来に希望を持ちながら、安心して暮らすことができる新しい青森県づくりに取り組むという強い決意の下、設定したものです。

昨年末、国においても、若者や女性に選ばれる楽しい地方をつくるという方針が示されたことは、本県にとっても大きな追い風になるものと思っています。

令和六年度は、めざす姿の実現に向けて確かな一歩を踏み出せた一年になったと考えております。今後も引き続き、マネジメントサイクルの展開、EBPMやDXの推進等により、県庁全体の取組をしっかりと支え、基本計画を着実に推進していくことを期待しています。

○議長（丸井 裕） 森内議員。

○四十二番（森内之保留） 次に、再生可能エネルギーについてお伺いいたします。

二酸化炭素の排出量削減を実現するためには、再生可能エネルギーだ

けではなく、原子力も積極的に利用すべきと考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、エネルギー総合対策局長、危機管理局長、環境エネルギー部長を歴任してきました経験も踏まえまして、坂本環境エネルギー部長の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（丸井 裕） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（坂本敏昭） 先般閣議決定された第七次エネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーなどとともに、原子力についてもエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源として最大限活用していく方針が示されました。再生可能エネルギーについては、本県は良好な風況など優位性を有していますが、今後は共生条例に基づき、地域の自然環境、景観、歴史・文化等を保全しつつ、持続可能な形で再生可能エネルギーの円滑な導入を図ると同時に、これを好機と捉え、関連産業の誘致、集積を図る必要があるものと考えています。

一方、エネルギー資源に乏しい我が国において、現状では安定的かつ効率的なエネルギー需給構造を一手に支えられるエネルギー源は存在しないことから、現実的かつバランスの取れた電源構成は必要であると考えています。

原子力については、国、事業者は、福島事故の反省と教訓をいつときたりとも忘れることなく、想定外の事態が起こり得るという姿勢で安全性の向上を不断に追求していくことを前提として、また、地域の理解と協力あつてこそその事業であり、地域振興にすべきこと、このことを肝に銘じながら、着実に事業を進めていただきたいと考えております。

○議長（丸井 裕） 森内議員。

○四十二番（森内之保留） 続きまして、本県における今後の経済産業政策の展開についてであります。今後の中小企業振興施策の展開につきまして、これまでの経緯を踏まえました三浦経済産業部長の思いをお伺いしたいと思います。

○議長（丸井 裕） 経済産業部長。

○経済産業部長（三浦雅彦） 我が国経済は転換期にあり、中小企業の経営環境は、物価、賃金、金利が共に上昇していく新たな局面を迎えています。また、人口減少が進む中、人手不足も続いていくことが見込まれる状況となっています。

今後の本県の中小企業振興施策は、こういった厳しい経営環境にあっても、中小企業がその影響を打破し、持続的に成長していけるよう産業基盤を強化し、県民の所得向上をつなげる施策が求められると考えます。

令和七年度は、目下の重要課題である物価高の影響の緩和や適切な価格転嫁の促進に加え、中小企業の継続的な生産性向上に向けて、GXの推進、新商品、新サービスの開発、業務プロセスの改善など、関係機関と連携しながら、経営面、金融面の双方から支援していくこととします。

今後も実際に現場で現物を観察し、現実を認識した上で課題解決を図ることにより、本県の経済と雇用を担う重要な存在である中小企業がさらに力強く雇用を担う女性の活躍の場となり、若者が、未来を自由に描き、実現できる社会を切り開いていくことを期待しています。

○議長（丸井 裕） 森内議員。

○四十二番（森内之保留） ありがとうございます。

いわゆる今年度節目を迎えられます方々は私と同級でございます。やはり思い入れが強いということで、若い頃から一緒に県のほうで世話になった方々が多くおられますので、そういった方々の気持ちを酌んで、私は前に進んでいきたいなと思います。今までの御労苦に感謝申し上げます。御尽力に御礼を申し上げます。ここにいる斉藤孝昭議員も同じ年でございますので。

そして、先ほど知事からも御答弁いただきました出生率の話ですが、まさに高い目標に向かわないとそれはできないという、それは当たり前で、知事は施策に優れた方と私は思っておりますので、不可能な数

字は出してないんだろうなと。高いハードルがあっても、それに向かつていく数字なんだろうなというのは何となく感じるところがございます。ですから、青森県は、この前も東奥日報には出生数のことで書かれておりましたけれども、その出生数もやはり大変厳しい状況であるというの皆さん承知のとおりでありますから、それに向けて知事部局と議会側が一緒になって進んでいかなければならないものと思っておりますので、何とぞ今後とも、いろんな形で御指導をいただければと思います。

それから、女性の活躍ということで、仕事づくり、創業、起業というお話がございましたけれども、やはりいろんなところに行つて若い人に聞くと、青森県で働きたいけれども、働く職種が少ないから県外に出てしまふんだという方もいます。

私は今でもバレーボールを教えておりますけれども、その子供たちもやはり東京のほうに行つてしまふ。そういった部分を見ると、やはり青森県に残つてほしいなど。それが本当の願いでありますし、その青森県において子供を産んでいただいたりとか、そういった場面を私も見たいと思っておりますが、いかんせん働く場所がないと東京のほうに行つたり、首都圏のほうに行つたりする。これが現実であります。

知事が言われたように、起業、創業、そういった方に「#あおばな」をやられておりますから、耳にはいろんな言葉が入ってくると思えますけれども、それに即したやり方をしておられると思いますので、今後の成果を御期待申し上げながら、そしてまた、県庁で節目を迎えられました方々に今までの御労苦とこれからの健康を御祈念申し上げます。質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（丸井 裕） これをもって一般質問を終わります。

○議長（丸井 裕） 青森県選挙管理委員会から、三月十六日をもって選挙管理委員及び補充員が任期満了となる旨の通知がありましたので、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

なお、選挙すべき委員及び補充員の数は、それぞれ四名であります。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、指名推選の方法で行うことといたします。

次に、お諮りいたします。指名の方法は、本職から指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、本職から指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、小島貢さん、鶴岡真治さん、築田眞子さん、山本智さんを指名いたします。

お諮りいたします。選挙管理委員は、ただいま指名いたしました四名を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました四名が選挙管理委員に当選いたしました。

次に、補充員に、後藤孝さん、木村ちず子さん、木村雅大さん、佐藤廣文さんを指名いたします。

お諮りいたします。補充員は、ただいま指名いたしました四名を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名い

たしました四名が補充員に当選いたしました。

次に、お諮りいたします。補充員の順序は、ただいま指名いたしました順序によって決定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、当選人に対する告知は、別途文書をもって行います。

◎ 議長 休会 提議

○議長（丸井 裕） 本職から提議があります。

お諮りいたします。議案熟考のため、十日は休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸井 裕） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、八日及び九日は県の休日ですから休会であります。

以上をもって本日の議事は終了いたしました。

三月十一日は午前十時三十分から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時三十八分散会